北海道

資料２－２

# 北海道廃棄物処理計画［第６次］

（答申）

令和７年（2025年）３月

北海道環境審議会

# 【目　次】


第１章　計画策定の趣旨等
１　計画策定の趣旨・位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　計画策定の視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　廃棄物の現状と将来予測
１　一般廃棄物の排出、処理状況及び将来予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２　産業廃棄物の排出、処理状況及び将来予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第３章　目標及び施策展開の基本的な考え方
１　適正処理に関する指標及び目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２　施策展開の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第４章　各主体の役割
１　道民　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
２　事業者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３　市町村　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
４　道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

第５章　一般廃棄物の処理に関する方針
１　排出の抑制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
２　適正な循環的利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
３　適正処理の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
４　ごみの広域的な処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
５　効率的なごみ処理事業の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
６　災害廃棄物対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
７　生活排水対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
８　海岸漂着物対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

第６章　産業廃棄物の処理に関する方針
１　業種別方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
２　種類別方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
３　地域別方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
４　特別管理産業廃棄物等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
５　施設整備のあり方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34

第７章　重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針
１　ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ＰＣＢ廃棄物）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
２　使用済自動車　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
３　アスベスト廃棄物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
４　感染性廃棄物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
５　プラスチックごみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

第８章　廃棄物の処理に関するその他の方針
１　優良な産業廃棄物処理業者の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
２　不法投棄等の防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
３　道外産業廃棄物搬入への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
４　適正処理などの普及啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
５　技術開発及び調査研究の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
６　適正処理に向けた改善要望 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第９章　計画の推進
１　目標の現状把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
２　計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
３　進捗状況の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
４　計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

# 第１章　計画策定の趣旨等

## １　計画策定の趣旨・位置付け

「北海道廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）は、道が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、国の廃棄物処理基本方針*に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものです。

また、処理計画は、循環型社会の形成を更に加速させるための新たな枠組みとして、平成20年(2008年)10月に公布された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例（以下「循環条例」という。）」に基づく「北海道循環型社会形成推進基本計画」（以下「基本計画」という。）における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する個別計画としても、位置付けられています。

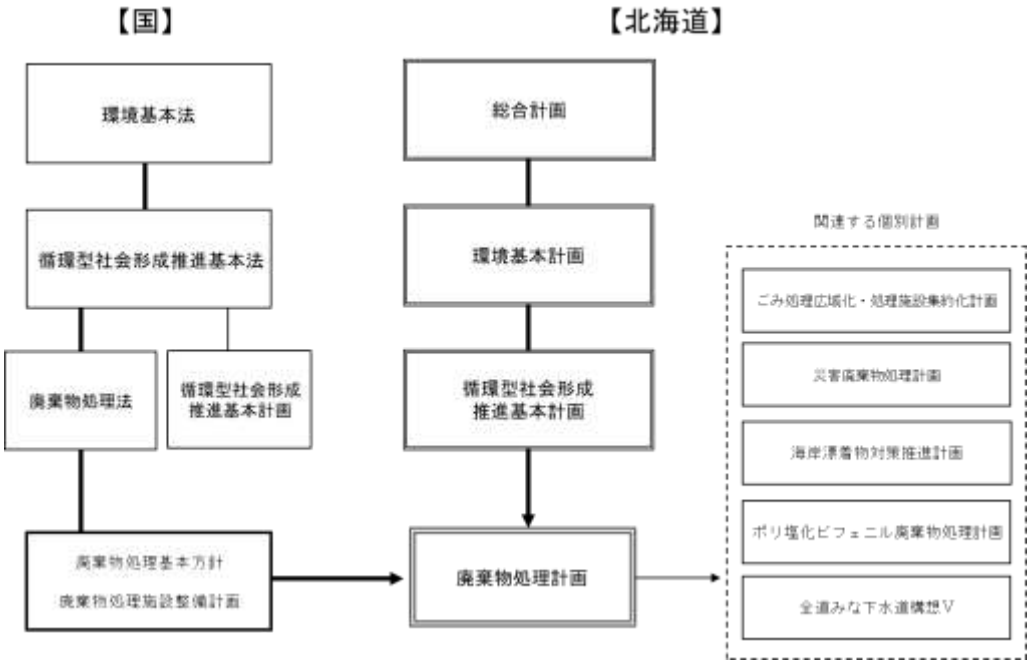


図１　計画の位置付け（体系）

## ２　計画策定の視点

国の廃棄物処理基本方針に示されている廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりなどを計画策定に当たっての視点とします。

## ３　計画の期間

計画期間は、令和７年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの５年間とします。

＊　わが国の廃棄物処理における基本方針を定めた廃棄物処理法第５条の２で規定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」のことを指す。

## 第２章　廃棄物の現状と将来予測

### １　一般廃棄物の排出、処理状況及び将来予測

・　本道の令和４年度(2022年度)における一般廃棄物（ごみ）の排出量は1,763千トンであり、このうち、直接資源化や焼却、破砕などの中間処理を経て資源化された量と集団回収量を合わせた総資源化量は404千トン、最終処分量は284千トンとなっています。

・　道民１人１日当たりのごみの排出量は937グラムであり、全国平均値を上回っています。

・　中間処理を行ったごみの割合を示す減量処理率は92.6%で、全国平均値を下回っており、直接埋立処分する割合が高い一方、リサイクル率は22.9%で、平成22年度(2010年度)から全国平均値を上回っています。

・　道民１人当たりの年間のごみ処理経費は19,300円で、全国平均値(17,100円)よりも高くなっています。

・　ごみの排出量は、国の廃棄物処理基本方針改定案において、令和12年度(2030年度)の目標値が令和４年度(2022年度)に比べ約９％減とされたことを基に推計すると、計画期間の最終年度となる令和11年度(2029年度)のごみ排出量は、1,600千トン程度と予測されます。

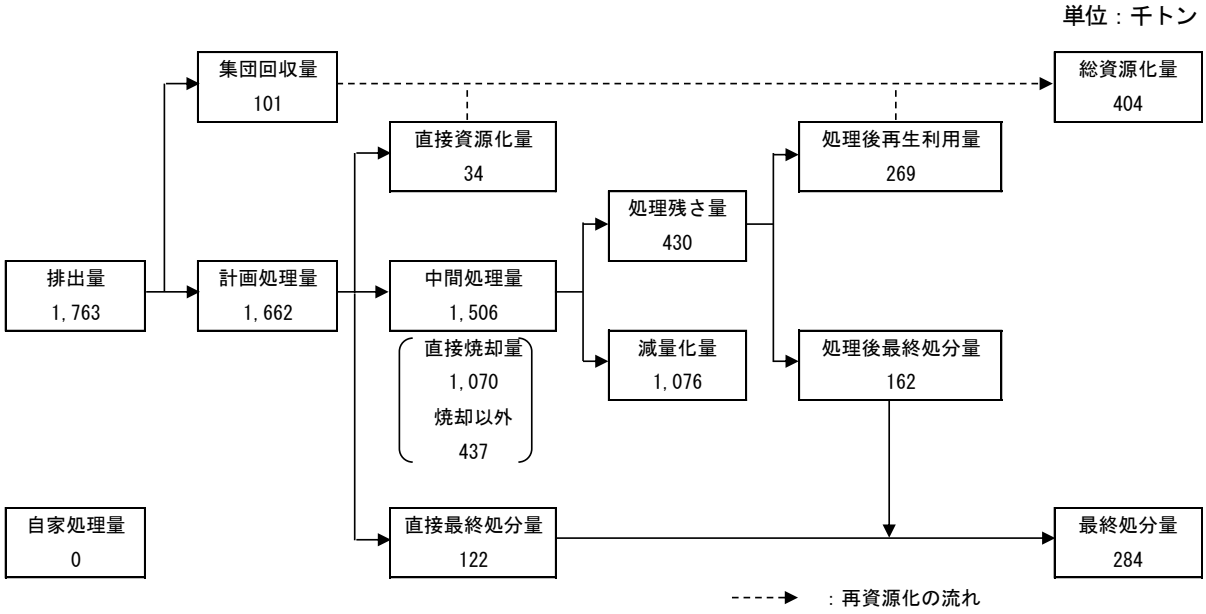


注１）単位未満は四捨五入をしているため、合計の数字と内訳が一致しない場合がある。

注２）直接資源化量、中間処理量及び直接最終処分量の合計は、計量誤差等により、計画処理量とは一致しない。

図２－１　ごみの排出及び処理状況（令和４年度(2022年度)）

表１　１人１日当たりのごみの排出量等の推移

| 区　分 | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １人１日当たり排出量 | 北海道（g/人･日） | 961 | 969 | 960 | 949 | 941 | 937 |
| | 全　国（g/人･日） | 920 | 919 | 919 | 901 | 890 | 880 |
| 減量処理率 | 北海道（%） | 91.6 | 91.5 | 92.0 | 92.4 | 92.8 | 92.6 |
| | 全　国（%） | 99.0 | 98.9 | 99.0 | 99.1 | 99.1 | 99.1 |
| リサイクル率 | 北海道（%） | 24.3 | 23.9 | 23.2 | 23.4 | 23.5 | 22.9 |
| | 全　国（%） | 20.2 | 19.9 | 19.6 | 20.0 | 19.9 | 19.6 |

※用語の定義は資料１－１参照

## ２　産業廃棄物の排出、処理状況及び将来予測

・　本道の令和４年度(2022年度)における産業廃棄物の排出量は39,132千トンであり、このうち、中間処理を経て14,324千トンが減量化され、23,950千トンが再生利用、855千トンが最終処分、３千トンが自己保管等されています。

・　排出量を産業廃棄物の種類別でみると、動物のふん尿が21,665千トン(全体の約55%)で最も多く、次いで汚泥、がれき類の順となっています。また、業種別では、農業、林業が21,774千トン(全体の約56%)で最も多く、次いで電気・ガス・熱供給・水道業、建設業となっています。【資料１－２、１－３参照】

・　計画期間の最終年度となる令和11年度(2029年度)の産業廃棄物の排出量は、法律で定める分類に変更が無く、また、業種別に見た種類別発生量の構成に変化がないことを前提として、過去10年間の実績値から予測すると、38,100千トン程度となります。【資料１－４参照】

単位：千トン

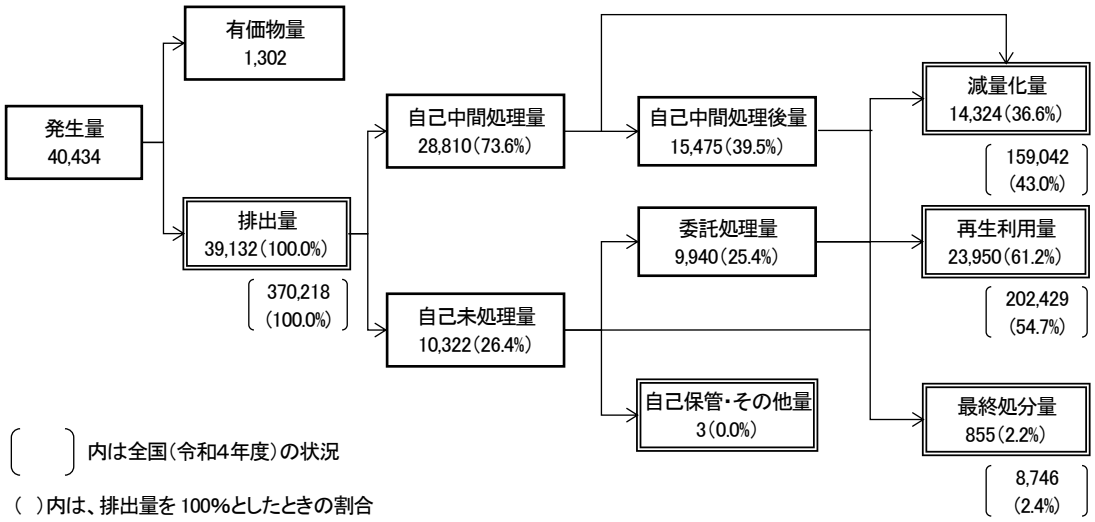


※詳細や用語の定義は、資料１－５、１－６参照

図２－２　産業廃棄物の排出及び処理状況（令和４年度(2022年度)）

表２　産業廃棄物の発生量等の推移　　単位：千トン

| 区分 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 全国<br>R4・速報 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 排　出　量 | 39,171 | 46,645 | 39,926 | 40,449 | 39,132 | 370,218 |
| 再生利用量 | 22,221 | 25,058 | 24,556 | 24,781 | 23,950 | 202,429 |
| 再生利用率 | 56.7% | 53.7% | 61.5% | 61.3% | 61.2% | 54.7% |
| 最終処分量 | 682 | 920 | 751 | 868 | 855 | 8,746 |
| 最終処分率 | 1.7% | 2.0% | 1.9% | 2.1% | 2.2% | 2.4% |

単位：千トン

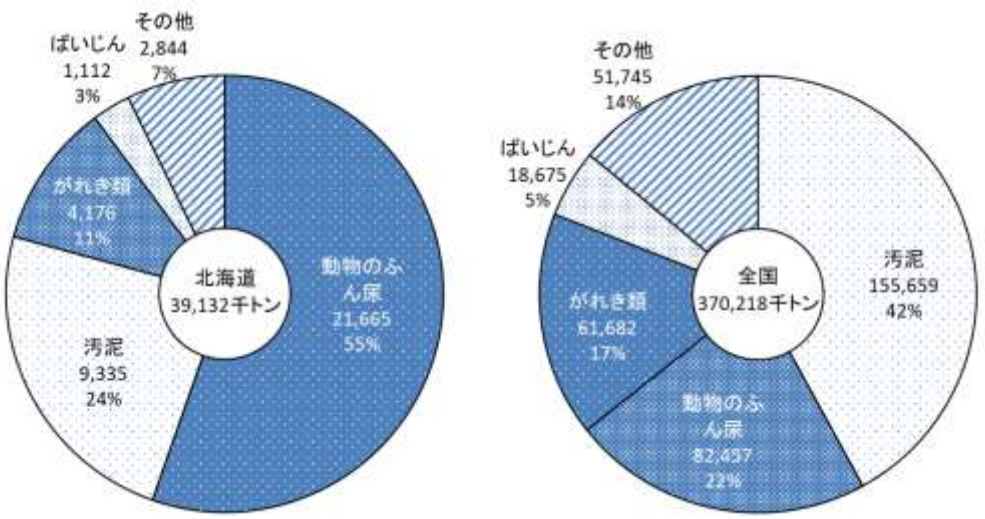


図２－３　種類別排出量（北海道・全国）（令和４年度(2022年度)）

単位：千トン

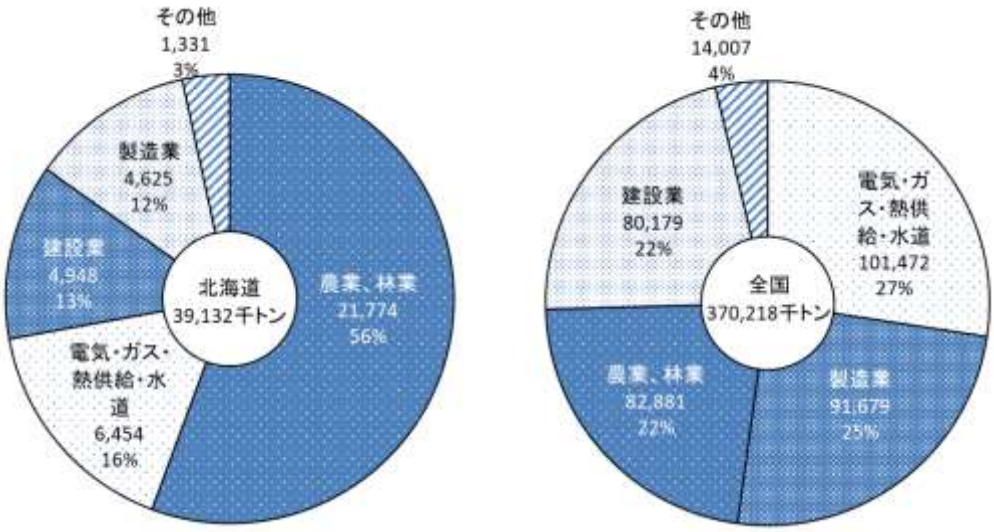


図２－４　業種別排出量（北海道・全国）（令和４年度（2022年度））

## 第３章　目標及び施策展開の基本的な考え方

計画期間の最終年度となる令和11年度(2029年度)における廃棄物の適正処理に関する指標及び目標を定めるとともに、これらの目標達成に向けた施策を展開するための基本的な考え方を示します。

### １　適正処理に関する指標及び目標

・　指標は、「排出の抑制」、「適正な循環的利用」及び「適正処理の確保」に関するものとし、目標は現状の傾向の把握をもとに予測することで設定します。**【資料２参照】**

・　産業廃棄物については、第６章で業種別や種類別の指標及び目標も示します。

・　廃棄物処理施設等については、第５章と第６章で指標及び目標を示します。

**(1) 排出の抑制**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 一般廃棄物（ごみ）の排出量 | 1,763千t | 1,600千t以下 |
| １人１日当たりのごみ排出量 | 937g／人・日 | 907g／人・日以下 |
| １人１日当たりの家庭系ごみ排出量 | 600g／人・日 | 581g／人・日以下 |
| 産業廃棄物の排出量 | 39,132千t | 38,100千t以下 |
| 〃　（動物のふん尿除く） | 17,467千t | 15,800千t以下 |

**(2) 適正な循環的利用**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 一般廃棄物（ごみ）のリサイクル率 | 22.9% | 26%以上 |
| 産業廃棄物の再生利用率 | 61.2% | 64%以上 |
| 〃　（動物のふん尿除く） | 44.7% | 48%以上 |

**(3) 適正処理の確保**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 一般廃棄物の最終処分量 | 284千t | 245千t以下 |
| 産業廃棄物の最終処分量 | 855千t | 770千t以下 |

### ２　施策展開の基本的な考え方

まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とし、次に示す考え方のもとに廃棄物処理に関する方針を定め、施策を展開します。

**(1) 適正な管理**

廃棄物処理施設の適正な維持管理等の確保、排出事業者による廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保に向けた取組の推進により、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減させます。

**(2) 協働による取組**

道民、事業者及び行政が協働で廃棄物に関する諸問題に取り組み、地域で相互に連携して的確に行動することにより、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用や適正処理の確保を図ります。

### (3) 透明性の確保

廃棄物処理に関する様々な情報を提供又は公表するとともに、道民、事業者及び行政の相互の対話を促進することにより、情報の的確な伝達とそれに基づく適正な判断と行動を促し、廃棄物処理に関する透明性、信頼性を確保します。

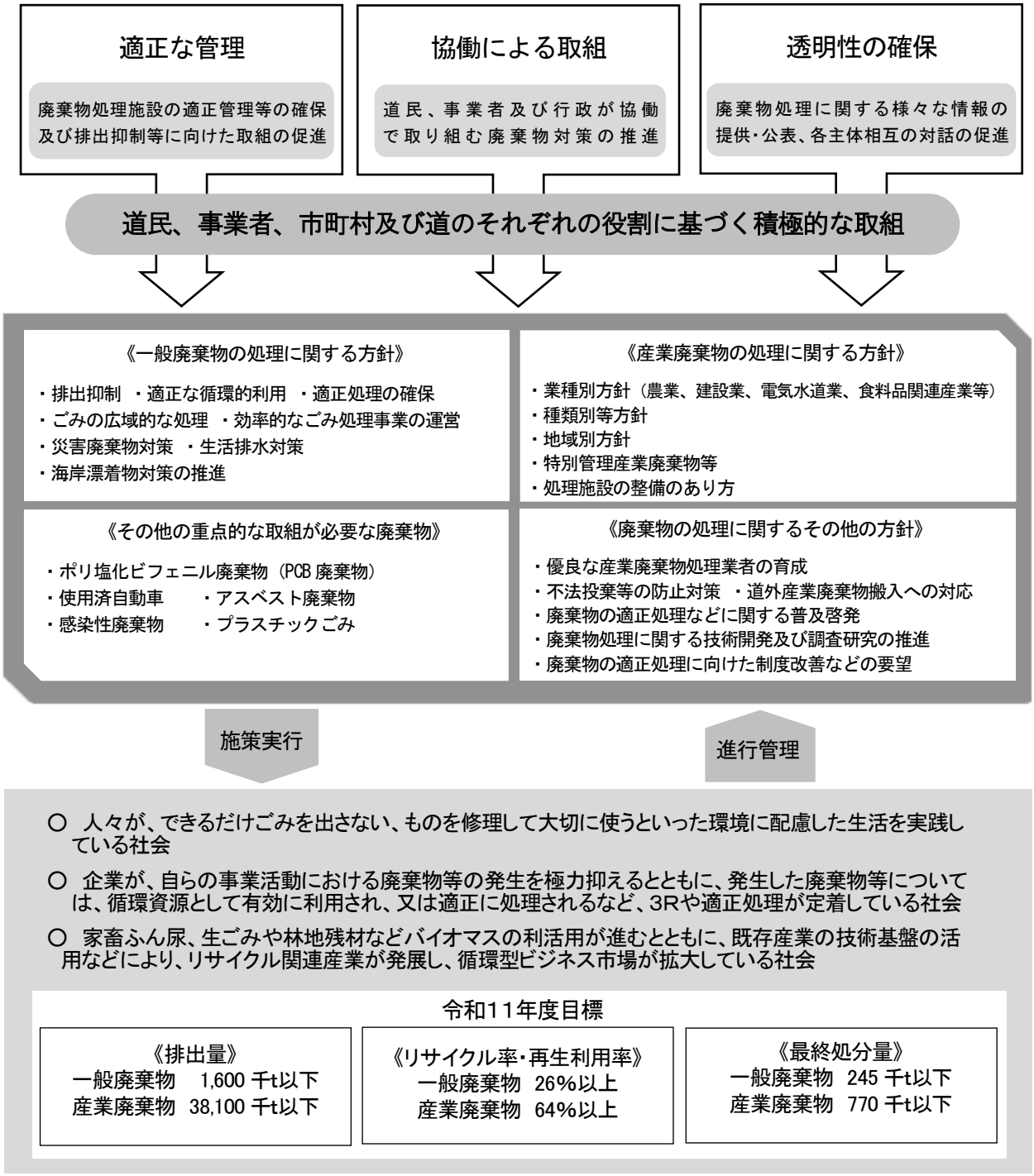


図３　北海道廃棄物処理計画の概要

## 第４章　各主体の役割

北海道らしい循環型社会の形成に向け、「適正な管理」、「協働による取組」や「透明性の確保」という考え方のもとに、道民、事業者、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)、道の各主体が次に示すそれぞれの役割を果たすことにより、処理計画の目標達成を目指します。

### １　道民

自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、３Ｒを意識した循環型のライフスタイルへの転換を図るものとし、環境への負荷をできる限り低減していくために、商品の購入時、使用時、廃棄時等の各段階において、排出抑制（リデュース)、再使用（リユース）といった２Ｒを優先した取組を実践するものとします。

また、廃棄物の処理や処理施設の設置計画及びその管理に関心を持ち、廃棄物処理に関する理解を深め、道及び市町村の実施する排出抑制及び適正な循環的利用に関する施策や取組、地域の清掃活動に、積極的に参加、協力するものとします。

さらに、不法投棄等を発見した場合は、道又は市町村、警察等へ通報するなど早期発見、早期対応に協力するものとします。

#### (1) 排出の抑制

【取組事例】

ア　商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐用性に優れた商品、単一素材化された商品等の再生利用が容易な商品、再生品及び植物等の再生可能な有機資源由来の素材を使用した商品等の環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、マイバッグ・マイボトルの活用やレジ袋の辞退に取り組むほか、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービス利用も選択肢の一つとして検討し、利用するよう努めるものとします。

イ　家電や衣類など購入した商品の使用に当たっては、なるべく長期間使用することや、不要となった場合には有価物として他者に譲渡して有効利用する等によりごみの排出抑制に協力するものとします。

ウ　食品については、購入の際、消費期限などの期限表示に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロス*の削減に資する購買行動に努めるものとします。加えて、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出するごみの排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減を徹底するものとします。

#### (2) 適正な循環的利用

【取組事例】

＊　本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと

ア　ごみの排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するものとします。

イ　廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとします。

## ２　事業者

環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの「社会的責任」を果たし、とりわけ法令遵守を徹底し、不法投棄等に起因する不要なコストの発生防止に努めるものとします。

また、排出抑制等のための措置を自主的・積極的に講ずるとともに、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、廃棄物の処理を含めた事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出量の把握と削減等に向けた取組に努めるものとします。

さらに、道や市町村が実施する廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用に関する取組に積極的に参加・協力することに加え、不法投棄等の未然防止のために企業をあげて普段から注意を払うとともに、不法投棄等を発見した場合は、速やかに道又は市町村、警察等へ通報するほか、所有又は管理する土地で廃棄物の不適正処理が行われないよう努めるものとします。

### (1) 排出事業者

事業活動に伴って生ずる廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を優先した廃棄物処理を行うほか、廃棄物の処理の委託に当たっては、適正な対価を負担するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の選択に努めるものとします。

また、業種別の処理に関する方策に示す基本的な方向や関連する法令に沿って排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保を図るとともに、廃棄物由来の資材や再生品の積極的な利用に努めるものとします。

さらに、多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、更なる計画的な排出抑制、循環的利用及び適正処理の確保に努めるものとし、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は上記に加え、電子マニフェストを使用するものとします。

#### ア　排出の抑制

【取組事例】

(ｱ)　原材料の選択や製造工程・輸送工程を工夫、取引慣行を改善する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるものとします。

(ｲ)　消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化に努めるものとします。

#### イ　適正な循環的利用

【取組事例】

(ｱ)　繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、部品を容易に交換できる構造の商品等の製

造又は販売及び修繕体制の整備に努めるものとします。

(ｲ) 拡大生産者責任*1を十分に認識し製品が廃棄物となった場合には、適正な循環的利用ができるような製品開発に責任を持って取り組むよう努めるとともに、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものを極力引き取り循環的な利用を推進するよう努めるものとします。

**ウ　適正処理の確保**

【取組事例】

(ｱ) 道のリーガルアドバイザー制度*2等を利用するなど、廃棄物の適正処理に関わる従業員の知識の向上を図るものとします。

(ｲ) 産業廃棄物を最終処分する場合は、廃棄物処理法で定める処理基準（以下「処理基準」という。）を遵守するものとし、できる限り減量化を行うなど、最終処分場の継続的な確保に努めるものとします。

(ｳ) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守し、適切な委託先を選定するとともに、１年以上継続して委託する場合は、循環条例に基づき委託先における処理状況を確認するものとします。また、国が策定した「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」等を活用して、処理業者が適正処理するために必要な情報提供を行うものとします。

**(2) 産業廃棄物処理業者**

産業廃棄物処理業者としての自覚を持って、関係法令を遵守し、適正処理や不法投棄の防止に取り組むものとするほか、住民や排出事業者に対する企業情報、処理実績、維持管理に係るデータの公表、環境管理システムの積極的な導入、廃棄物処理法に定める「優良産業廃棄物処理業者」の認定制度の活用などにより、信頼される産業廃棄物処理業者となることを目指すものとします。

また、産業廃棄物処理業者で構成される業界団体（以下「業界団体」という。）は、道や市町村が行う３Ｒ及び適正処理に関わる施策に積極的に協力し、産業廃棄物の適正処理と有効利用の推進、不法投棄の防止、資源循環等の取組に向けて、普及啓発、人材育成、調査・研究に取り組むとともに、不法投棄等の原状回復、災害時の廃棄物処理の協力に努めるものとします。

**ア　排出の抑制・適正な循環的利用**

【取組事例】

(ｱ) 受託した産業廃棄物の適正な処分はもとより、処理の効率化、高度化により、中間処理廃棄物の発生抑制や循環的利用を図り廃棄物の排出抑制に努めるものとします。

(ｲ) 積極的に循環型社会ビジネスへ参入するとともに、廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨に沿って処理技術の向上に努め、廃棄物の循環的利用を推進するものとします。

---

＊１　生産者が製品の生産や使用段階だけでなく、製品の適正なリサイクルや処分などの廃棄やリサイクル段階まで責任を負うという考え方

＊２　道が企業や団体等からの要請に応じて講師を派遣し、廃棄物処理法の適切な運用に関する助言等を行う制度

### イ　適正処理の確保

【取組事例】

(ｱ)　産業廃棄物処理施設の維持管理の徹底を図り、周辺環境への負荷を最小限にするよう努めるとともに、異常や事故などが確認された場合には、迅速に対応し、施設周辺の生活環境への影響の防止を図るものとします。

(ｲ)　関連する講習会等に積極的に出席するなど、廃棄物に関わる知識、技術の向上や従業員教育の充実に取り組むなど処理業者としてのレベルアップに努めるものとします。

## ３　市町村

市町村の区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握・「見える化」に努めた上で、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に必要な措置を講ずるものとします。

また、排出事業者又は発注者として、公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保を図るほか、グリーン購入やグリーン契約に努めるなど、環境に配慮した行政運営を推進するものとします。

そのほか、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するとともに、漁業関係者団体等と連携して漂流ごみや海底ごみの処理体制を構築するほか、災害廃棄物の処理に関し、国の「災害廃棄物対策指針」や「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時に必要な仮置場の確保や処理体制を記載した災害廃棄物処理計画を策定するとともに、訓練等を通じて、その対処について日ごろから備えを図るものとします。

また、道が行う産業廃棄物に係る施策に協力するとともに、産業廃棄物処理施設に対しては、適正な立地、施設整備への誘導及び環境保全に関する協定等の締結を行い、地域の生活環境の保全や住民の健康被害の防止に努めるものとします。

加えて、一般廃棄物処理施設の処理能力に余力がある場合は、地域での産業廃棄物処理施設の設置状況等を勘案して、一般廃棄物処理施設で一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理を検討するなど、地域の適正処理の確保に努めるものとするほか、一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理する場合は、事業者の処理責任の原則を踏まえ、適正な処理料金を十分検討したうえで実施するものとします。

特に政令市は、市町村としての役割はもとより、道及び政令市相互の情報交換を密にし、道内における統一性のある施策を展開し、効果的に産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保を図るものとします。

さらに、管轄する地域の不法投棄等の監視を行い、関係機関への連絡調整を行い、一般廃棄物の不法投棄等を認知した場合は、原因者を究明し、原状回復措置を講じさせるとともに、警察に通報する

など厳正に対処するものとします。

**(1) 排出の抑制、適正な循環的利用**

【取組事例】

ア　処理計画及び広域化による効率的なごみ処理の推進などの観点から、関係市町村と連携し、これらを踏まえ、容器包装の簡素化などの３Ｒの推進と適正処理の確保を着実に推進するものとします。

イ　住民に対して、分別収集や再生利用の推進に関する普及啓発や情報提供するほか、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して、必要に応じて減量化の取組を指示するものとします。

ウ　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の趣旨を踏まえ、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化等に必要な措置を講ずるよう努めることとします。

**(2) 適正処理の確保**

【取組事例】

ア　市町村の区域内における一般廃棄物の処理に関して定めた計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき、その区域内における一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分するとともに、排出者である住民等に対して、一般廃棄物処理事業に関する理解を深めるため、適正な分別方法の周知や処理施設の維持管理などに関し、情報提供に努めるものとします。

イ　一般廃棄物処理施設の整備は、人口減少が進み社会情勢が変化している中で、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据えた広域化・集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めることが求められており、この際、インフラ長寿命化計画を策定し、ストックマネジメントの手法を導入する等、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、更なる排出抑制の取組により焼却等に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進に努めるものとします。

ウ　一般廃棄物処理事業の実施に当たっては、持続可能な処理体制を確保するため、人材の確保、施設整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営やそのコストに係る分析や情報提供などを様々な角度から検討し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとします。

## ４　道

事業者として、「脱炭素化に係る『第５期　道の事務・事業に関する実行計画』」等を踏まえ、公共事業をはじめ、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制を図るとともに、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に努め、率先してグリーン購入やグリーン契約に取り組むなど、環境

配慮及び脱炭素化の徹底を図ります。

また、一般廃棄物の排出実態等を把握するとともに、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう必要な技術的助言に努め、地域の循環型社会形成を促進するほか、ごみ処理広域化・処理施設集約化計画に基づき、さらなる広域化・集約化を進め、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図り、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めるほか、市町村間の調整や円滑な施設の整備に向けた情報提供や技術的助言を行います。

そのほか、災害廃棄物の処理に関し、市町村における対策状況の把握を行い、広域的な処理方法を確立するなど、市町村間の調整を図ることにより、円滑・迅速な処理体制が確保されるよう備えるほか、海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者として市町村や関係団体等と連携して、海岸漂着物、漂流ごみや海底ごみの円滑な回収処理や発生抑制対策を推進します。

さらに、道内における産業廃棄物の排出実態等を把握し、排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保を図るための総合的な施策を講じるほか、政令市（札幌市、函館市、旭川市）との情報交換を密にし、産業廃棄物の処理に関して道内における統一性のある施策を展開します。

**(1) 排出の抑制、適正な循環的利用**

【取組事例】

ア　廃棄物の適正な循環利用に当たっては、バイオマスなどの廃棄物の種類に応じ、地域特性を踏まえた最適な範囲で循環されるよう域内の市町村や事業者に必要な助言を行います。

イ　再生利用業の指定や再生品の認定等により、産業廃棄物の循環的利用を促進します。

ウ　産業廃棄物多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言します。

エ　市町村と連携して、道民・事業者に排出抑制や適正な循環的利用に関する情報の提供その他必要な措置を行います。

**(2) 適正処理の確保**

【取組事例】

ア　排出事業者や処理業者等に対して、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施して必要な指導を行い、適正処理の確保を図ります。

イ　循環条例に基づく産業廃棄物処理施設の設置手続等の徹底及び関係法令の許認可状況を確認して許可を行うことにより、安全で安心な産業廃棄物処理施設の整備を促進します。

ウ　産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報、処理業者の適正処理に必要な許可情報等の公開や優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めます。

エ　廃棄物処理施設の異常現象や事故発生時に備えた体制整備が図られるよう、市町村及び処理業者に必要な情報の提供や指導を行います。

## 第５章　一般廃棄物の処理に関する方針

### １　排出の抑制

#### (1) 現状と課題

・　ごみの排出量は、本道、全国とも毎年減少し、令和４年度(2022年度)では、本道は1,763千トン、全国は40,340千トンとなっています。

・　ごみ減量化の目安となる１人１日当たりのごみの排出量は、本道、全国とも毎年減少し、令和４年度(2022年度)では、道は937グラム、全国は880グラムとなっており、全国と道の排出量の差は平成19年度(2007年度)以降、30～57グラム程度の範囲内で推移しています。

・　ごみの排出量を排出形態別で見ると、家庭から排出される生活系が1,230千トン(約70%)、事務所等から排出される事業系が534千トン(約30%)であり、全国の排出形態(生活系約70%、事業系約30%)と同様に、生活系のウェイトが高くなっています。

・　道内の市町村における１人１日当たりのごみの排出量は、離島等のような地理特性、各市町村の分別や減量化の進め方の違い、更には、個人が自ら処理する量の違い等によって、426～5,836グラムと市町村間で約14倍もの違いが見られることから、それぞれの市町村の実情に応じた効果的な発生・排出抑制の方策を十分検討する必要があります。【資料３－１、３－３参照】

図４－１　ごみの排出量の推移

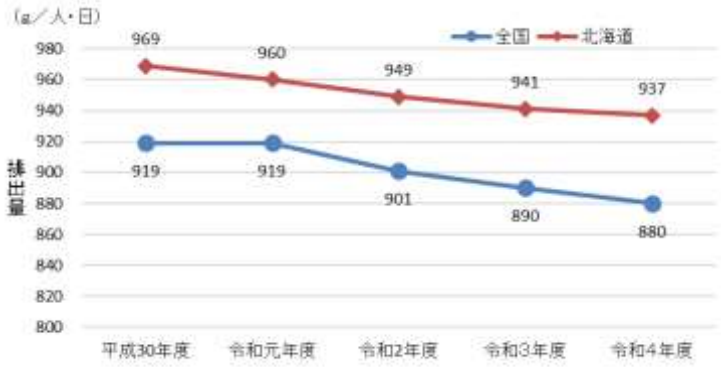


図４－２　1人1日当たりのごみの排出量の推移

### (2) 基本的な方向

ア　道民、事業者、市町村及び道は、それぞれの役割を十分に認識するとともに、相互に連携を図りながら、ごみの排出抑制に向けた取組を一体となって総合的に推進します。

イ　市町村及び道は、地域における排出実態やその特徴を十分に把握し、市町村が地域の実情に応じた排出抑制の取組を計画的に推進できるよう、道は情報提供と技術的助言を行います。

### (3) 令和11年度(2029年度)目標

| 指　標 | | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|---|
| ごみの排出量 | | 1,763千t | 1,600千t以下 |
| | １人１日当たりのごみ排出量 | 937g／人・日 | 907g／人・日以下 |
| | １人１日当たりの家庭系ごみ排出量 | 600g／人・日 | 581g／人・日以下 |

### (4) 道の主な施策

ア　市町村に処理計画策定の趣旨や排出抑制に関する目標の理解を求めます。

イ　ごみの排出状況やリサイクルに関する情報を、ホームページや各種広報媒体を利用し、分かりやすい形で広く提供するとともに、市町村やＮＰＯ等と連携し、イベントや環境教育を通じて、ごみの排出抑制に関する道民の意識や関心の高揚を図り、排出抑制に向けた行動を誘導します。

ウ　他都府県や市町村、ＮＰＯ等が行うごみの排出抑制に関する情報の収集を行い、「３Ｒハンドブック」等を通して市町村へ情報発信・提供をすることにより、市町村が迅速かつ効果的な施策を選択できるよう技術的助言を行います。

エ　国が一般廃棄物の３Ｒを促進するために策定した「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえ、ごみ処理の有料化の導入やごみ処理の広域化・処理施設集約化に向けた取組が推進されるよう、市町村への周知の徹底を図ります。

オ　市町村が住民やＮＰＯ等と連携し、各地域においてごみの排出抑制を含めた取組を推進できるよう働きかけや助言を行います。

カ　生ごみの排出抑制に向けて、家庭における発生抑制や利用に向けた取組を促進します。

キ　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量が目標値581グラムを超える市町村に対して、それぞれの市町村の実情に応じた効果的な発生・排出抑制の方策などの助言を行います。

## ２　適正な循環的利用

### (1) 現状と課題

・　ごみのリサイクル率は、本道、全国とも近年は漸減傾向で推移しており、令和４年度(2022年度)は、本道は22.9%、全国は19.6%となっています。

また、本道のリサイクル率は平成21年度(2009年度)まで全国を下回っていましたが、平成22年度(2010年度)以降は上回っています。

・　令和４年度(2022年度)の市町村別リサイクル率は、分別収集やリサイクル施設の整備状況等の違いにより、2.6～86.7%と市町村間で大きな違いが見られることから、それぞれの市町村の実情に応じた効果的なリサイクルの促進方策を十分検討する必要があります。【資料３－２、３－４参照】

・　ごみ排出量の約３割*1を占める生ごみは、分別収集に対する住民理解や新たな施設整備などの課題があり、分別収集を行っている市町村数は89*2と道内市町村の約５割に留まっており、効果的な取組を推進する必要があります。

・　一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けないで、廃家電製品等を収集、運搬する不用品回収業者による不適正処理が発生しており、厳正に対処する必要があります。

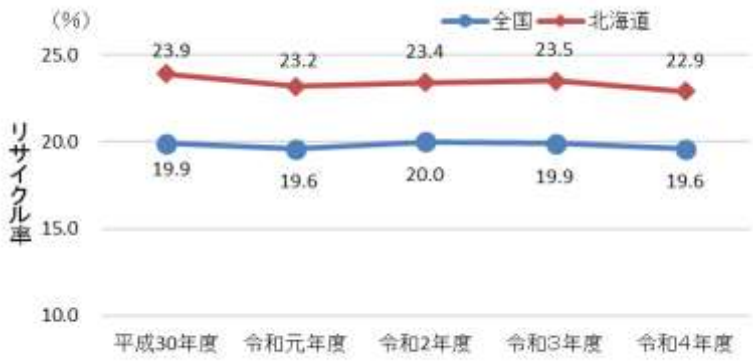


図４－３　ごみのリサイクル率の推移

**(2) 基本的な方向**

ア　道は、リサイクルの現状を把握し、最新情報や効率的・効果的な事例を情報発信し、市町村が積極的にリサイクル施設整備や住民と連携した取組を推進するよう支援します。

イ　道は、地域におけるごみの排出実態や地域特性などを踏まえ、処理施設の広域化・集約化による廃棄物エネルギーの効率的な回収や、地域の循環資源を活用したリサイクル施設の整備など、地域循環共生圏の形成を考慮した施設の整備を促進します。

ウ　市町村及び道は、各分野の知見や研究成果を取り入れるとともに、幅広い分野の利用先確保を図るため、地域の産学官が連携した協議会により循環的利用を推進します。

エ　道民、事業者及び市町村は、それぞれの役割を踏まえ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく循環的利用の推進に努めます。

＊１　令和５年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査結果

＊２　道の令和４年度「一般廃棄物処理事業実態調査」結果

### (3) 令和11年度(2029年度)目標

| 指　標 | 現状(令和４年度) | | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|---|
| ごみのリサイクル率 | 22.9% | | 26%以上 |
| 生ごみの分別収集に取り組む市町村数 | 89 | | 115 |
| 容器包装リサイクル法に基づく分別収集に取り組む市町村数※ | その他の紙 | 139 | 全市町村 |
| | その他プラスチック | 143 | |
| | 白色トレイ | 146 | |

※　分別収集以外の集団回収や拠点回収等を行っている場合でも、市町村が関与し、かつ数量を把握できるものは分別収集に取り組む市町村として計上

### (4) 道の主な施策

ア　リサイクル施設の適切な整備促進等

(ｱ)　地域ごとの廃棄物の特徴を踏まえ、熱などのエネルギー回収等も含めた、資源を有効活用できるリサイクル施設の計画的な整備を促進します。

(ｲ) リサイクル技術に関する調査研究・普及・情報提供や個別リサイクル法の制度改正など、必要な支援策に関して国へ要望を行います。

イ　循環的利用の促進

(ｱ)　廃棄物処理やリサイクルの現状、廃棄物の循環的利用の取組事例等の最新情報を収集し、道民等に情報提供するとともに、市町村に技術的助言を行います。

(ｲ)　民間主体の資源回収の実態など、市町村以外が実施する資源リサイクルの取組等の情報を、「３Ｒハンドブック」等を活用して発信します。

(ｳ) 一般廃棄物のリサイクル率が目標の26%に満たない市町村に対し、その市町村の実情に応じた効果的なリサイクル施策の技術的助言を行います。

(ｴ) 産学官が連携して地域の特徴を踏まえた資源循環の仕組み作りができるよう、市町村に対して必要な助言と協力に努めます。

ウ　個別リサイクル法に基づく循環的利用の推進

(ｱ)　市町村が行う容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集や再資源化への取組が全道的に定着することを促進し、特に、容器包装の収集が進んでいない市町村に対し、情報提供や技術的助言を行います。

(ｲ) 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等について、引き続き、国と連携を図りながら、法の周知と円滑な運用に関して道民等の理解と協力を求めていきます。

## ３　適正処理の確保

### (1) 現状と課題

・　本道のごみの焼却処分量及び最終処分量は、減少傾向が続いており、令和４年度(2022年度)は焼却処分量が1,070千トン、最終処分量が284千トンとなっています。

図４－４　ごみの焼却処分量と最終処分量の推移

・　一般廃棄物最終処分場の埋立残余容量及び残余年数*1は、令和４年度(2022年度)末で、それぞれ650万㎥、18.7年となっています。

図４－５　一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

・　本道のごみ処理方法について、令和４年度(2022年度)は、直接焼却率*2が64.4%、直接最終処分率*3が7.4%、焼却以外の中間処理率が26.3%となっています。

・　全国と比較すると、本道は中間処理を行わずに埋め立てる直接最終処分の割合が高くて、直接焼却の割合が低いため、中間処理による減量化を促進し、最終処分量を削減していく必要があります。

＊１　現在使用されている最終処分場が満杯になるまでの残り期間の推計値

＊２　排出されたごみが焼却施設に直接搬入されて焼却された割合

＊３　排出されたごみが最終処分場に直接搬入されて埋め立てされた割合

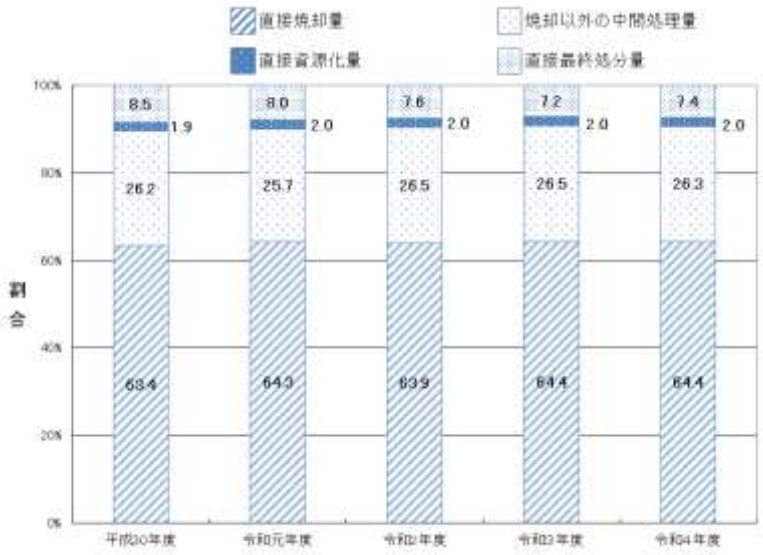


図４－６　ごみの処理方法の推移

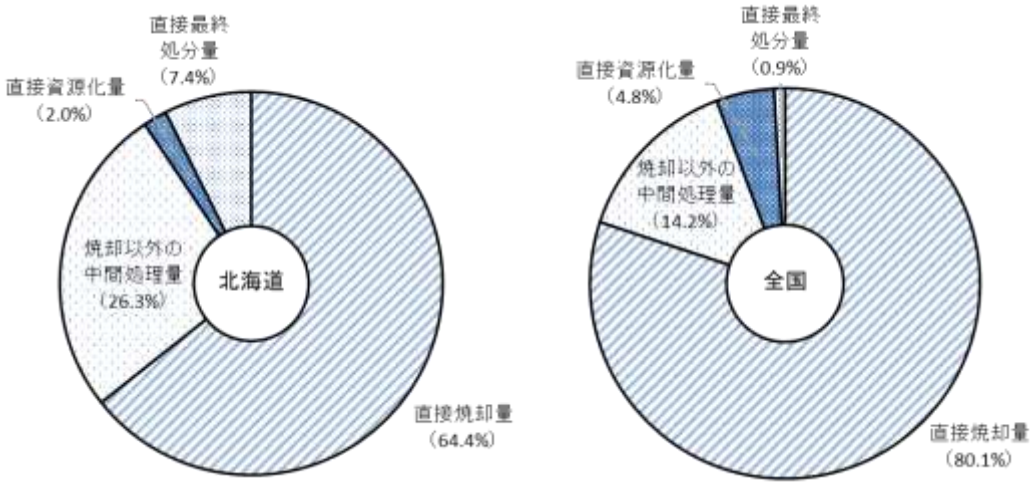


図４－７　ごみの処理方法（北海道・全国）（令和４年度(2022年度)）

・　一般廃棄物焼却施設及び一般廃棄物最終処分場から処理に伴って大気及び水へ排出されたダイオキシン類の排出量は、令和４年度(2022年度)で1グラム-TEQ／年となっており、統計を取り始めた平成９年度(1997年度)の排出量(70グラム-TEQ／年)と比較すると70分の１以下になっています。

**(2) 基本的な方向**

ア　道は、市町村の一般廃棄物処理計画の策定や見直しに当たり、広域的かつ計画的に処理施設の整備や維持管理が促進されるよう、技術的助言を行います。

イ　市町村は、一般廃棄物の処分に関し、単純な焼却や直接埋立によらず、環境への負荷ができるだけ少なく、地域の実情に合った処分方式の組合せを検討して、その導入に努めます。

ウ　市町村は、一般廃棄物処理施設の整備に当たり、処理システムの強靭性の確保、エネルギー消

費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、施設の長寿命化・延命化に努めます。

エ　市町村は、一般廃棄物処理施設の計画や建設に関する記録、廃棄物処理法に基づく維持管理に関する計画などについて積極的な情報公開を行い、地域住民との信頼関係の構築に努めます。

**(3) 令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 最終処分量 | 284千t | 245千t以下 |
| 最終処分場の残余年数 | 18.7年 | 22.4年程度 |

**(4) 道の主な施策**

ア　計画的で効率的な処理の推進

(ｱ)　処理計画を踏まえ、計画的なごみ処理が地域で効率的に行われるよう、市町村に一般廃棄物処理計画の策定及び見直しを適宜行うよう助言します。

(ｲ)　処理計画の目標や各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、各ブロックの一般廃棄物の排出量等を中長期的に予測し、環境への負荷ができるだけ少ない処分が実施されるよう、市町村に技術的助言を行います。

(ｳ)　市町村が設置する循環型社会形成推進協議会に国とともに参画し、循環型社会形成推進地域計画の策定等を通じて、国の方針や支援制度を踏まえた３Ｒや適正処理の取組、資源リサイクルの推進や最終処分量の削減を促します。

(ｴ)　最終処分量の削減に向けて、廃プラスチック類や生ごみ等の減量化のほか、再資源化が可能な廃棄物を直接埋め立てず適正な循環的利用を行うことや、最終処分場の計画的な施設整備を市町村に促します。

(ｵ)　市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、民間活力の活用（ＰＦＩ、長期包括契約、民間委託等）等の新たな整備・運営手法を検討できるよう情報提供や助言を行います。

　また、施設の更新や改良による処理システムの強靭性の確保、脱炭素化の推進や熱回収等による省エネルギーへの取組を促進するとともに、ストックマネジメントの手法の導入等による施設の長寿命化・延命化に向けて、技術的助言を行います。

イ　安全・安心な処理の推進

(ｱ)　一般廃棄物処理施設の設置を計画する者に対し、安全性の確保に十分配慮した設計を促すとともに、整備された施設は、周辺住民が安心できるよう適切な維持管理や運営を指導します。また、施設の適切な維持管理に向けた手法などを、各種研修の機会等を通じて情報提供するとともに、故障等による緊急時には、周辺市町村との調整を図り円滑な処理の確保に努めます。

(ｲ)　市町村以外の者が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、「廃棄物処理施設の設置等に係る配慮指針」に従い、地域の理解と協力を得ながら諸手続を進めるよう、設置予定者に対して指導を行います。

(ｳ)　一般廃棄物処理施設の適正な維持管理・運用を図るため、各種会議等の場を活用して、廃棄物処理施設の維持管理に関する技術や廃棄物処理法に関する最新の情報についてわかりやすく提供します。

(ｴ)　廃止焼却炉は、自然災害等による倒壊によってダイオキシン類による環境汚染を引き起こす懸念があり、早期解体が必要なことから、市町村へ解体技術・解体費用、解体業者等の関連情報の提供を行うとともに、国に対して解体に係る費用負担軽減に向けた要望を行います。なお、解体までの間、道の「廃止済み焼却炉点検マニュアル」に基づき、開口部の閉鎖や定期的な巡回点検等により環境の安全対策を講ずるよう、市町村に技術的助言を行います。

(ｵ)　埋立が終了した最終処分場は、廃止までの間の適正管理や廃止に向けた手続に係る技術的助言を行うほか、最終処分場の跡地に関して、土地の形質変更を行う際に生活環境保全上の支障が生じないよう、跡地利用に対する安全対策の技術的助言を行います。

## 4　ごみの広域的な処理

### (1) 現状と課題

・　本道のごみ処理の広域化は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減の対策を契機に、道が平成９年(1997年)12月に策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、ブロックごとにその地域にあった処理形態の協議を重ね、方法や組み合わせを変更しながら、一部の地域を除き推進が図られてきています。【資料３－６、３－７参照】

・　全国に比べて人口減少が大きく進むことが予測される中、令和４年(2022年) ７月に策定した「ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」に基づき、さらなる広域化・集約化を進め、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図り、持続可能な適正処理の体制構築を進めていく必要があります。

・　ダイオキシン類の排出量は、焼却施設の構造基準の強化や広域的な施設設置等により既に大幅に減少しておりますが、引き続き、これらの施設を適切に維持管理していくことが重要です。

### (2) 基本的な方向

ア　道は、引き続き、「全連続炉による焼却処理」、「中間処理施設、最終処分場の集約化」、「資源化、減容化の推進」及び「地球温暖化防止に向けた取組」を基本方針として、ごみ処理の広域化・処理施設の集約化を推進します。

イ　道は、現在の「ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」に基づき、さらなる広域化・集約化を進め、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めるとともに、脱炭素化を意識し、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガスの排出削減を図ります。

### (3) 道の主な施策

ア　ごみ処理の広域化の円滑な推進

(ｱ)　広域ブロック内において、単独処理を含む小ブロックに分かれて処理が行われている地域では、その解消に向けて広域ブロックの構成市町村及び近隣市町村との調整を進めます。

(ｲ)　焼却施設は、可能な限り全連続炉とし、新設や全連続炉でない施設の更新に当たっては、ブロック内及び近隣ブロックの市町村と協議を行い、共同設置による全連続炉への転換や既存の全連続炉への集約化を進めます。

(ｳ)　各ブロックにおける広域化・集約化の取組を着実に実施していくため、市町村に技術的助言や調整等を行います。

(ｴ)　施設の維持管理も、複数の市町村による広域的な連携の下で行うなど、効率的な運営に向けた市町村の取組の促進を図ります。

(ｵ)　人口減少社会における持続可能なごみの適正処理に向け、さらなる広域化・集約化の取組を進めるため、必要に応じてブロックごとに市町村と協働でごみ処理の広域化・処理施設集約化計画の見直しに向けた検討を進めます。

イ　広域的な３Ｒの取組の推進

(ｱ)　産学官の連携や地域資源を活用して進めるリユース・リサイクルなどの新たな協働の取組を通じて地域循環共生圏の形成を促します。

(ｲ)　国や市町村、関係団体と連携して、廃棄物の排出抑制及びその適正な処理を確保する知識の普及及び意識の向上を図ります。

## ５　効率的なごみ処理事業の運営

### (1) 現状と課題

・　本道のごみ処理事業に要する１人当たりの年間ごみ処理経費は、平成30年度(2018年度)に16,400円でしたが、その後は増加傾向で推移し、令和４年度(2022年度)では19,300円で、全国(17,100円)より高くなっています。

経費が増加する主な要因は、処理施設が更新時期にあることや、処理施設建設費用の増加、維持管理に関する業務委託費用の増加などによるものです。

人口減少社会は効率的なごみ処理事業の運営が求められることから、処理経費をわかりやすく情報提供するなど、地域住民の理解を得ていく必要があります。

・　道内の家庭系ごみ処理の有料化は、令和４年度(2022年度)末現在、全道の９割以上に当たる165市町村(人口ベース約97.4%)で実施しており、一般廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進に一定の効果を上げています。

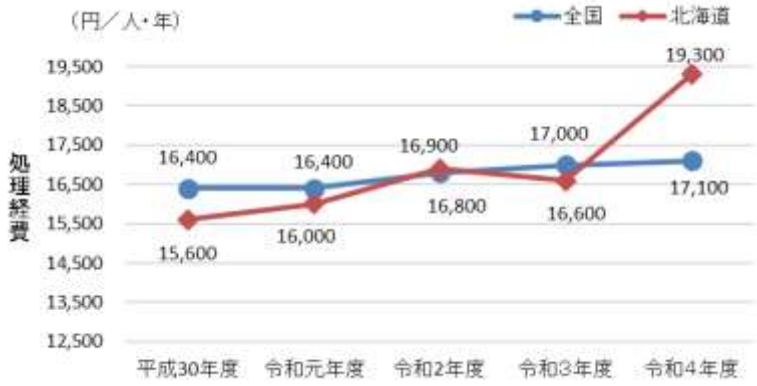


図４－８　１人当たりの年間ごみ処理経費の推移

### (2) 道の主な施策

ア　市町村の処理経費に関する実態を詳しく把握・分析して情報提供するとともに、国のコスト分析手法やごみの処理に係る会計システムに関する情報を提供し、市町村のごみ処理事業の効率化を促進します。

イ　全道の一般廃棄物の処理経費の状況を取りまとめ、その結果を分かりやすく迅速に道民に公表します。

ウ　効率的な事業実施の観点から、ＰＦＩ等の活用など民間活力の導入に関して、市町村に必要な技術的助言を行います。

エ　市町村の施設整備に際して、広域化・集約化の取組を進めるとともに、その地域にふさわしいより効率的な処理方式やエネルギー利用が可能な施設等の整備が促進されるよう助言を行います。

オ　市町村が、施設の維持管理等に要する費用の縮減を図りつつ、既存の一般廃棄物処理施設を長期にわたり活用するため、ストックマネジメントの手法を導入する等、既存施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るよう技術的助言を行います。

## ６　災害廃棄物対策

### (1) 現状と課題

・　震災や水害等の災害発生時に、市町村区域内の廃棄物処理に影響を及ぼさないよう、あらかじめ市町村内に組織と体制を整備しておくことや、業界団体、民間企業等との協力体制を整備する必要があります。

・　東日本大震災や胆振東部地震のような大規模災害時においても迅速に対処するための具体的施策の検討と導入が求められています。

### (2) 令和11年度(2029年度)目標

| 指　標 | 現状(令和５年度末) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 市町村計画策定率 | 44.1% | 100% |

### (3) 道の主な施策

ア　「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時に備え、平常時から道内における広域的な相互協力体制を構築するため、国、市町村、関係機関及び関係団体との情報共有や連携に努めるほか、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、国と連携して市町村等に対する支援等を行い、仮置場の確保や市町村の体制整備、発災時の処理先の確保などを図ります。

イ　上記計画を踏まえ、発災時には、市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援、処理全体の進行管理に努めます。また、被災した市町村で災害廃棄物の処理が困難な場合は、隣接する市町村による広域処理について、関係者との調整を行います。

ウ　市町村等が災害廃棄物を円滑に処理するために、広域圏ごとに一定程度余裕を持った焼却施設や最終処分場の整備を促進するなど、災害時の代替性及び多重性の確保を図ります。

エ　災害廃棄物の適正な処理や循環的利用が、円滑かつ迅速に図られるよう、業界団体等との支援・協力体制等を整備します。

オ　災害により甚大な被害を受け、行政機能の喪失など、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合は、当該市町村から地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、道が災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行います。

## 7　生活排水対策

### (1) 現状と課題

・　道では、下水道、農業・漁業集落排水や合併処理浄化槽の整備を促進するため、平成9年度(1997年度)に「全道みな下水道構想」を策定し、その後、少子高齢化や自治体の財政悪化、効率的・持続的な汚水処理システム構築等を踏まえた3回の改定を経て、令和４年度(2022年度)に下水道の持続可能な事業運営の確保を進める「全道みな下水道構想Ⅴ」を策定しました。

・　本道における汚水処理人口普及率*は、令和５年度(2023年度)末で96.5%となっており、全国の93.3%に比べると整備は進んでいますが、市部は98.5%と高いのに対し、町村部は87.1%と遅れており、町村部での施設整備促進が今後の課題となっています。

・　中山間地域等の住宅散在地域では、短期間で効率的な整備が可能な合併処理浄化槽の整備が有効であることから、国の支援制度等を活用した整備を促進していく必要があります。

　なお、過去に設置された単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、生活排水が未処理で放流されるなど環境への負荷が大きいことから、合併処理浄化槽へ転換する必要があります。

・　合併処理浄化槽などの個別処理施設の設置や管理に当たっては、公共関与が有効であることから、

---

＊　各年度末時点の行政人口に対し、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設を利用できる人口の割合

生活排水処理施設の整備において、地域の実情を勘案し、道や市町村がそれぞれの立場から役割を果たす必要があります。

・　水洗化されていない一般家庭等のし尿や浄化槽汚泥の多くは市町村設置のし尿処理施設で処理されていますが、水洗化の普及や人口減少などの影響により、施設更新がされずに老朽化が進んでおり、広域的な汚泥再生センターや下水道施設への集約処理を促進していく必要があります。

**表４　整備手法別人口の比較**

| 整備手法 | 全道みな下水道構想Ⅴ（中間目標：令和８年度） | | 令和３年度末 汚水処理人口普及率※2 | |
|---|---|---|---|---|
| | 人口（人） | シェア(%)※1 | 処理人口（人） | 普及率(%) |
| 公共下水道 | 4,740,417 | 92.4 | 4,731,271 | 91.8 |
| 農業集落排水施設 | 54,162 | 1.1 | 54,162 | 1.1 |
| 漁業集落排水施設 | 8,964 | 0.2 | 8,964 | 0.2 |
| （集合処理）合計 | 4,803,543 | 93.6 | 4,794,397 | — |
| 個別処理 | 327,791 | 6.4 | 165,698 | 3.2 |
| 合計 | 5,131,334 | 100.0 | 4,960,095 | 96.2 |

※１　全道みな下水道構想Ⅴにおける各汚水処理施設に対する整備人口の割合

※２　令和３年度末行政人口(5,156,058人)に対する割合

**表５　し尿処理の状況**

| 区分＼年度 | | 北海道 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 全国 令和４年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口（千人） | | 5,301 | 5,266 | 5,229 | 5,185 | 5,155 | 125,634 |
| 計画処理量の処理内容（千KL/年） | し尿処理施設 | 468.0 | 429.4 | 406.2 | 398.9 | 391.5 | 17,618 |
| | ごみ堆肥化施設 | 2.1 | 7.7 | 7.1 | 7.1 | 6.8 | 21 |
| | メタン化施設 | 13.6 | 10.3 | 10.2 | 12.4 | 12.9 | 115 |
| | 下水道投入 | 125.5 | 143.3 | 159.4 | 144.4 | 143.7 | 1,629 |
| | 農地還元 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 20 |
| | その他 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 4.2 | 73 |
| | 計 | 609.8 | 590.6 | 583.0 | 562.9 | 559.2 | 19,476 |
| 水洗化人口（千人）・水洗化率 | 公共下水道 | 4,719 | 4,705 | 4,684 | 4,660 | 4,647 | 97,436 |
| | 浄化槽（農業集落・漁業集落排水施設含む） | 259.6 | 250.2 | 249.7 | 246.7 | 243.9 | 23,298 |
| | 計（水洗化人口） | 4,978 | 4,955 | 4,933 | 4,907 | 4,891 | 120,734 |
| | 水洗化率（%）※ | 93.6 | 94.1 | 94.3 | 94.6 | 94.9 | 96.1 |

※　総人口に占める下水道及び浄化槽利用人口の合計の割合　　出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計と合計欄の値が一致しない場合がある。

### (2) 道の主な施策

ア　生活排水処理施設の整備にあたっては、「全道みな下水道構想」で示された整備手法により円滑

に事業を実施できるよう、事業を実施する市町村に対し、技術的助言を行います。

イ　上記構想において個別処理とされた地域の生活排水対策を促進するため、市町村に対して浄化槽処理促進区域の指定を行い、汚水処理未普及地域の解消に取り組むよう技術的助言を行います。

ウ　単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について、市町村と連携して普及・啓発を行います。

エ　生活排水処理基本計画の策定に際し、市町村に対して技術的助言を行います。

オ　合併処理浄化槽の整備では、市町村が直接設置して維持管理を行ういわゆる「公共浄化槽」の整備手法を奨励します。また、設置された浄化槽の維持管理が適正に行われるよう市町村に対して技術的助言を行うとともに、住民の利便性の向上などにつながるよう浄化槽法に基づく道の事務権限の一部について市町村への委譲を進めます。

カ　市町村が行うし尿の適正な処理を確保するとともに、し尿と併せて他の有機性廃棄物を再生利用する施設の整備が円滑に図られるよう、技術的助言を行います。

## ８　海岸漂着物対策

### ⑴　現状と課題

・　道では、市町村と協力し、海岸管理上もしくは生活環境保全上支障を生じる可能性のある海岸漂着物について、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、回収・処理を実施していますが、陸域からのごみ流出を防止する効果的な発生抑制対策の検討や３Ｒ推進に向けたさらなる普及啓発などの取組のほか、漂流ごみや海底ごみの円滑な処理体制の整備も必要となっています。

・　海洋に流出したプラスチックごみによる生態系への影響が懸念されるなど、近年、国際的な問題にもなっている海洋プラスチックごみ対策や、大量に漂着する朝鮮半島由来と思量される木造船の速やかな回収・処理などが課題となっています。

### ⑵　道の主な施策

ア　国の「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」などを踏まえ、さらなる３Ｒの取組促進や発生抑制対策などを推進するため、「北海道海岸漂着物対策推進計画」の見直しを行います。

イ　国の財政支援を基本に、市町村・関係団体などとも連携し、海岸漂着物の発生抑制や回収処理を推進するとともに、漂流ごみや海底ごみの円滑な処理体制の整備などに取り組みます。

ウ　海岸漂着物対策推進協議会における市町村や関係団体などとの情報共有や意見交換を行うとともに、海岸漂着物等組成調査の結果を踏まえた道民等への周知や啓発を行うなど、ごみのさらなる発生抑制に向けた取組を展開します。

エ　漂着木造船の迅速かつ適確な初動対応を実施できるよう、関係者間における情報共有や連絡調整など連携を密にし、平時から事案発生に備えます。

# 第６章　産業廃棄物の処理に関する方針

## １　業種別方針

本道において産業廃棄物の排出量が多い業種や主要な業種ごとに、その処理に関する「基本的な方向」を明らかにした上で、それぞれの課題の解決に取り組むものとします。

### (1) 農業

#### ア　現状

・　排出される主な産業廃棄物は、畜産農業から発生する牛や豚、鶏、馬等の動物のふん尿*であり、令和４年度(2022年度)は約9,800戸の畜産農家から21,665千トン、産業廃棄物全体の約55%が排出されています。

・　このうち、16,141千トン(75%)が堆肥や液肥（以下「堆肥等」という。）として再生利用、5,525千トン(26%)が堆肥等の製造過程における水分の蒸発などにより減量化(消失)されています。

・　動物の死体*は、令和４年度(2022年度)は同じく66千トンが排出され、43千トン(65%)が飼肥料等として再生利用、６千トン(９%)が最終処分されています。

・　ビニールハウス、マルチシート、ラップフィルム等の農業用廃プラスチックは、令和４年度(2022年度)は１万6,745トン排出され、9,219トン(55%)がプラスチックや燃料の原料として再生利用され、3,347トン(20%)が最終処分されています。

・　「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、動物のふん尿の処理保管施設管理基準の適用農家における施設整備は、ほぼ達成された状況となっており、道では「北海道家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年３月策定)に基づき、動物のふん尿を農業生産における貴重な有機質資源として有効利用を一層促進することとしています。

#### イ　課題

動物のふん尿は、そのほとんどが農地に還元利用されていますが、不適正な処理が行われた場合には、悪臭や草地への影響のほか、河川や地下水の汚染原因となることから、環境への影響に配慮した適切な施肥管理のもとに、地域の実情等を踏まえた循環的利用を進める必要があります。

#### ウ　令和11年度(2029年度)目標

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 動物のふん尿の再生利用率（減量化後） | 100% | 100% |

#### エ　基本的な方向

(ｱ)　動物のふん尿の適正な管理と耕畜連携の強化による堆肥等の流通の円滑化を進めます。

(ｲ)　動物のふん尿と他のバイオマスとの複合的利用に取り組みます。

#### オ　道の主な施策

＊　廃棄物処理法による産業廃棄物の分類上では「畜産農業に係るものに限る」としている。

(ｱ)　動物のふん尿の利用状況の把握に努め、堆肥等の流通や利用促進のため、地域の堆肥等に係る需給動向の把握と耕畜連携を促進します。

また、堆肥等の利用に当たっては、「北海道施肥ガイド」等に基づく適正な施肥を促進します。

(ｲ)　動物のふん尿の性状に応じたバイオガス化によるエネルギー利用に加え、消化液の液肥利用や戻し堆肥の敷料利用などの複合的利用を促進します。

(ｳ)　地域の実情を踏まえながら、集中・個別処理施設を有機的に組み合わせた動物のふん尿処理施設の整備を促進します。

(ｴ)　農業用廃プラスチックについては、長期展張性フィルムや生分解性マルチフィルム・ネット等の代替資材の利用による排出量の削減を進めるとともに、集団回収体制の整備などによるリサイクルを基本とした適正処理を推進します。

(ｵ)　バイオマスに関わる再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行うほか、国等の支援制度や先進地に係る情報提供等を行い、地域の取組を支援します。

(ｶ)　家畜排せつ物法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等に基づく立入検査の実施等による監視・指導を行い、悪質な違法行為に対しては厳正に対処します。

**(2) 建設業**

**ア　現状**

・　建設工事等からは多種多様な産業廃棄物が、令和４年度(2022年度)は4,948千トン排出されています。

・　主な産業廃棄物の排出量は、がれき類が3,829千トン(77%)、木くずが515千トン(10%)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが178千トン(４%)、汚泥が169千トン(３%)です。

・　このうち、がれき類は再生骨材等として3,674千トン(96%)、木くずは燃料等として508千トン(99%)、汚泥は土木原料等として130千トン(77%)が再生利用されています。

・　また、排出量のうち282千トン(６%)が最終処分されており、その主な内訳は、がれき類110千トン、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず52千トン、廃プラスチック類37千トン、混合廃棄物33千トン、汚泥19千トンとなっています。

・　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）の制定により、特定建設資材廃棄物*の循環的利用や適正処理が進んでいますが、令和４年度(2022年度)に判明した産業廃棄物の不法投棄件数４件のうち、２件を建設系廃棄物が占めています。

**イ　課題**

・　建設工事等から排出される産業廃棄物の再生利用率は、年々高くなっていますが、最終処分さ

---

＊　建設リサイクル法で再資源化が義務づけられている廃棄物で、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊が該当する。

れた量は、全道の33%を占めており、より一層の削減が必要です。

・　建築物によっては、アスベストやＣＣＡ処理木材*等の有害物質を含有している建材が使用されていたり、ＰＣＢ使用電気機器が残置されている場合もあるため、分別、解体や除去処理が適正に行われない場合には、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがあります。

**ウ　令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 建設系産業廃棄物の再生利用率 | 92.5% | 95%以上 |
| 建設系産業廃棄物の最終処分率 | 5.7% | 5%以下 |

**エ　基本的な方向**

(ｱ)　がれき類、特にアスファルト・コンクリート塊の再生材原料等としての利用及び利用先の確保を進めます。

(ｲ)　建設リサイクル法の対象建設工事における分別解体等の徹底及び特定建設資材廃棄物の再資源化や混合廃棄物の排出抑制の促進に取り組みます。

(ｳ)　木くず(ＣＣＡ処理木材等を除く)の製紙原料や燃料等としての利用の促進に取り組みます。

(ｴ)　汚泥の資源化技術の向上及び再生資材としての適正な利用の促進に取り組みます。

(ｵ)　アスベスト廃棄物、ＣＣＡ処理木材及びＰＣＢ廃棄物の適正処理を進めます。

**オ　発注者の責務**

(ｱ)　建設リサイクル法に基づく事前調査の実施や道等への事前届出により、有害物質の把握と適正処理に努めるものとします。

(ｲ)　排出事業者である元請業者等による分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めるものとします。

(ｳ)　建築物の解体時に発生するＰＣＢ廃棄物は、処理されるまでの間は適正に保管を行い、廃棄物処理法等に基づき適正に処理するものとします。

**カ　道の主な施策**

(ｱ)　関係業界と連携して、発注者、建設業者及び処理業者に対する廃棄物の排出抑制や適正処理の普及啓発に努めます。

(ｲ)　国・市町村と連携して、公共事業における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び再生資材の利用促進に努めます。

(ｳ)　多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理計画の策定に併せて更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。

(ｴ)　事業者に対して、ＰＣＢ廃棄物等の有害廃棄物に係る情報提供や啓発指導を行います。

---

＊　木材の防腐・防蟻を目的として、クロム(Ｃｒ)、銅(Ｃｕ)、ひ素(Ａｓ)化合物を含む薬剤を木材内部に加工注入処理したもの

(ｵ)　今後のリサイクル技術の進展などを勘案し、必要に応じて建設リサイクル法の対象建設工事の規模等の基準について検討します。

(ｶ)　汚泥の適正な再生利用の促進の検討や再生利用技術の研究開発、実用化への支援を行います。

(ｷ)　建築物等の解体等工事を行う元請業者等によるアスベスト含有建材の事前調査が、適切に行われるように周知を行います。

(ｸ)　建設業法、建設リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法等に基づく立入検査の実施等による監視・指導を行い、悪質な違法行為に対しては厳正に対処します。

### (3) 電気・ガス・熱供給・水道業

#### ア　現状

・　排出される主な産業廃棄物は、汚泥やばいじん、燃え殻であり、令和４年度(2022年度)は6,454千トンが排出されています。

・　汚泥は5,506千トン(85%)を占め、その約99%の5,443千トンが下水道業から排出され、このうち5,288千トン(97%)が脱水等の中間処理により減量化されています。減量化後の155千トンのうち、138千トン(89%)が緑農地利用や土木建設資材、セメントの原料として再生利用され、残りの16千トン(11%)が最終処分されています。

　また、約１%の50千トンが上水道業から排出され、このうち46千トン(93%)が、脱水等の中間処理により減量化され、減量化後の３千トンのうち87%が改良土等として再生利用されています。

・　また、ばいじんは778千トン(12%)を占め、そのほとんどが電気業から排出され、セメントや土木建設資材の原料等として671千トン(86%)が再生利用されています。

#### イ　課題

　ばいじんを、土木資材の原料等として再生利用する場合は、有害物質の含有等に留意する必要があります。

#### ウ　令和11年度(2029年度)目標

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| ばいじんの再生利用率 | 86.3% | 95%以上 |
| ばいじんの最終処分率 | 13.7% | 5%以下 |
| 下水汚泥の再生利用率（減量化後） | 89.3% | 95%以上 |

#### エ　基本的な方向

(ｱ)　ばいじんや燃え殻のセメントや土木建設資材の原料等としての適正な利用及び利用先の確保に取り組みます。

(ｲ)　下水汚泥の利活用や土木資材の原料等としての適正な利用の促進に取り組みます。

(ｳ)　浄水汚泥の改良土や盛土材としての適正な利用の促進に取り組みます。

(ｴ)　ばいじんや汚泥の新たな再生利用に向けた研究開発の促進に取り組みます。

**オ　道の主な施策**

(ｱ)　廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。

(ｲ)　多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理計画の策定に併せて更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。

(ｳ)　市町村と連携し、公共事業に係る事業者別の再生利用の状況等を把握し、公表します。

(ｴ)　未利用循環資源の有効利用を促進するため、ネットワークを構築・運営するとともに、リサイクル等に係る設備整備を促進するなどの支援を行います。

(ｵ)　再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。

**(4) 食料品関連産業**

**ア　現状**

・　排出される主な産業廃棄物は、汚泥と動植物性残さであり、令和４年度(2022年度)は合わせて583千トンが排出されています。

・　汚泥は389千トン(67%)を占め、そのうち351千トン(90%)が脱水等の中間処理により減量化され、減量化後の38千トンのうち35千トン(91%)が肥料等として再生利用、３千トン(９%)が最終処分されています。

　また、動植物性残さは92千トン(16%)を占め、そのうち11千トン(12%)が脱水等の中間処理により減量化され、減量化後の81千トンのうち80千トン(98%)が肥料や飼料として再生利用され、２千トン(２%)が最終処分されています。

**イ　課題**

汚泥の最終処分率が高いことから、再生利用等の一層の促進が求められます。

**ウ　令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 汚泥の再生利用率（減量化後） | 91.4% | 95%以上 |
| 汚泥の最終処分率（減量化後） | 8.6% | 8%以下 |

**エ　基本的な方向**

(ｱ)　汚泥の減量化の促進、減量化後の堆肥化、土壌改良材等としての利用促進に取り組みます

(ｲ)　動植物性残さの飼料及び堆肥の原料としての利用の促進に取り組みます。

(ｳ)　高度な再生利用に向けた研究開発の促進に取り組みます。

**オ　道の主な施策**

(ｱ)　廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、再生利用率の向上に向けた適正な利用を指導します。

(ｲ)　未利用循環資源の有効利用を促進するため、ネットワークを構築・運営するとともに、リサ

イクル等に係る設備整備を促進するなどの支援を行います。

(ｳ) 再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。

(ｴ) 多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理計画の策定に併せて更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。

### (5) パルプ・紙製造業

#### ア 現状

・ 排出される主な産業廃棄物は、汚泥、ばいじん、燃え殻であり、令和４年度(2022年度)は3,237千トンが排出され、道内の製造業の中で最も排出量が多くなっています。

・ 汚泥は3,026千トン(93%)を占め、そのうち2,743千トン(91%)が脱水等の中間処理により減量化され、減量化後の283千トンのうち、257千トン(91%)が建設材料などとして再生利用、26千トン(９%)が最終処分されています。

・ また、ばいじんは98千トン(３%)を占め、そのうち97千トン(99%)がセメント原料や土木建設資材等に再生利用されています。

#### イ 課題

ばいじんを土木資材等として再生利用する場合は、有害物質の含有などに留意する必要があります。

#### ウ 令和11年度(2029年度)目標

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 汚泥の再生利用率（減量化後） | 90.8% | 95%以上 |
| 汚泥の最終処分率（減量化後） | 9.2% | 5%以下 |

#### エ 基本的な方向

(ｱ) ばいじん、燃え殻のセメント原料や土木建設資材原料等としての適正な利用や利用先の確保を進めます。

(ｲ) 木くず等のバイオマスとしての利用や、水処理汚泥の燃料としての利用の促進に努めます。

#### オ 道の主な施策

(ｱ) 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、適正な利用を指導します。

(ｲ) 未利用循環資源の有効利用を促進するため、ネットワークを構築・運営するとともに、リサイクル等に係る設備整備を促進するなどの支援を行います。

(ｳ) 再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。

(ｴ) 多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。

### (6) 水産業

#### ア 現状

(ｱ)　漁業や水産食料品製造業から排出される主な産業廃棄物は、貝殻、ホタテウロ、イカゴロ、漁網等であり、令和４年度(2022年度)は250千トンが排出されています。

(ｲ)　ホタテ貝殻は143千トン(57%)を占め、土木資材（暗渠疎水材、土壌改良材等)、肥料やカキの養殖資材、チョークの原料等としてほぼ100%再生利用*1されています。

　また、ホタテウロ、イカゴロ等の加工残さは103千トン(41%)を占め、90千トン(88%)が肥料や飼料として再生利用され、12千トン(12%)が最終処分されています。

(ｳ)　廃漁網の排出量は2.0千トン(0.8%)程度ですが、分別・破砕等の前処理が必要なことなどから、再生利用は0.5千トン(24%)となっており、1.2千トン(60%)が最終処分されています。

(ｴ)　廃ＦＲＰ*2船は、平成17年度(2005年度)から製造事業者団体による広域処理が開始され、道内では平成19年度(2007年度)から運用が開始されています。

**イ　課題**

(ｱ)　ホタテウロやイカゴロ等の加工残さは、飼肥料として再生利用されていますが、含有するカドミウムの低減等が課題となっています。

(ｲ)　廃漁網は、再生利用率が低く最終処分率が高いため、再生利用の一層の促進が求められます。

(ｳ)　廃ＦＲＰ船の放置は、高潮時の流出による災害や津波による背後住居等への二次被害が懸念され、広域処理制度の活用等による適正処理が必要です。

**ウ　令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 動植物性残さの再生利用率 | 94.0% | 98%以上 |
| 動植物性残さの最終処分率 | 5.0% | 0.9%以下 |

**エ　基本的な方向**

(ｱ)　動植物性残さの土木資材、飼肥料等としての適正な利用の促進に取り組みます。

(ｲ)　廃漁網、廃ＦＲＰ船のプラスチック原料等としての再生利用を含む適正処理を進めます。

(ｳ)　動物性残さの海洋における有効利用では、海洋への影響を十分に配慮するとともに、関係機関とも調整し適切に実施します。

**オ　道の主な施策**

(ｱ)　廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。

(ｲ)　漁業関係団体や市町村とも連携し、廃漁網や廃ＦＲＰ船の再生利用を含む適正処理の推進について、普及啓発を行います。

(ｳ)　漁業系廃棄物に係る排出状況や再生利用を含む処分状況等の現況把握に努めるとともに、こ

＊１　再生利用を目的として一時的に保管するものを含む

＊２　Fiber Reinforced Plasticの略　プラスチック(合成樹脂)にガラス繊維などを加えて強度を高めた複合材の一種

れらの情報について公表を行います。

(ｴ) 漁業系廃棄物の再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。

## ２　種類別方針

「１　業種別方針」に掲げたもの以外の産業廃棄物全体*1として、第３章で掲げる目標に沿って設定した再生利用率を45%以上、最終処分率を３%以下とすることを目指して処理を行います。

また、産業廃棄物の種類ごとに処理の実態を踏まえて設定した処理方針を目安として、再生利用の推進に向けた技術開発等に取り組むものとします。【資料４－２参照】

なお、汚泥や廃酸・廃アルカリ等の廃棄物に該当するものでも、鉱山から生ずる鉱さいや汚泥等は鉱山保安法、下水道施設で処理される下水は下水道法、工場・事業場から排出される排水は水質汚濁防止法等の個別法で規制を受けることから、事業者はそれぞれの関係法令に基づき適正に処理を行います。

**令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| その他※の再生利用率 | 40.0% | 45%以上 |
| その他※の最終処分率 | 6.4% | 3%以下 |

※　下記欄外の＊１を参照

## ３　地域別方針

全道全体では、第３章の目標に沿って、産業廃棄物の排出量を38,100千トン以下、最終処分量を770千トン以下とすることを目指して処理を行うこととしていますが、地域別に見た産業廃棄物の排出量や最終処分量、最終処分率の状況等を考慮し、再生利用の推進に向けて全道的・地域的な循環資源の需給バランスを踏まえたリサイクル施設等の整備に向けた検討に取り組むものとします。

## ４　特別管理産業廃棄物等

### (1) 現状

・　廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物といい、令和４年度(2022年度)は9,000トン*2が排出されています。

・　このうち、焼却等により7,500トン(83%)が減量化され、その後、300トン(３%)が最終処分されています。

---

＊１　全道の燃え殻、有機性汚泥、無機性汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さいの総量

＊２　ＰＣＢ廃棄物、感染性廃棄物及びアスベスト廃棄物を除く

・　重金属等の埋立処分に係る判定基準に適合しない特別管理産業廃棄物や有害な産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物等」という。）は、重金属等の不溶出化などの中間処理を行った上で管理型最終処分場に埋め立てるか、又は、中間処理をせずに遮断型最終処分場に埋め立てます。

**(2) 課題**

遮断型最終処分場は、現在の法制度では設置者が永久に維持管理しなければならないことから、埋立終了後のあり方を含め、遮断型最終処分場の廃止に向けた安全確保に係る法整備や、遮断型最終処分によらないより安全な処分方法の確立が必要です。

**(3) 基本的な方向**

ア　有害物質を含む特別管理産業廃棄物等の適正処理の確保を進めます。

イ　有害物質を含まない特別管理産業廃棄物（揮発油類、灯油類等）の再生利用の促進に取り組みます。

ウ　遮断型最終処分によらない処分方法の検討に取り組みます。

**(4) 道の主な施策**

ア　特別管理産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、適正処理の推進を図ります。

イ　管理型最終処分場の処分を前提とした中間処理方法や遮断型最終処分場での埋立量の低減方策等に関する情報収集を行います。

ウ　国に対して、遮断型最終処分場の埋立終了後のあり方や、遮断型最終処分によらない処分方法の確立について要望を行います。

## 5　施設整備のあり方

**(1) 現状**

・　産業廃棄物最終処分場の残余容量は、令和４年度(2022年度)末で約10,300千㎥であり、産業廃棄物の処理実績から算定した残余年数は12.0年となります。

・　産業廃棄物焼却施設の処理能力は、新規施設の大型化等により、令和４年度(2022年度)末で年間焼却量の2.75倍*になっています。

・　木くずやがれき類等の破砕施設は、令和４年度(2022年度)末で980の許可施設に加え、廃棄物処理法で当分の間、許可不要とされた自家用の移動式破砕機が相当数あると推測されます。

・　道では、循環条例に廃棄物処理施設設置の手続等に関する規定を設け、地域の理解のもとで円滑に設置が進むよう取り組んでいます。

---

＊　１日当たりの焼却能力×280日（点検休止期間等を考慮）÷年間焼却量（ｾﾒﾝﾄ製造等一部施設を除く）の式で算出した

※　道内分の残余年数は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分している市町村の一般廃棄物最終処分場の容量を除外して算出している。

図５－１　産業廃棄物最終処分場の残余状況

**(2) 課題**

ア　産業廃棄物処理施設に対する住民の不信感は依然として強く、処理施設の整備が遅れている事例も見られます。

イ　地域の産業廃棄物の発生状況に応じたリサイクル施設の整備を促進する必要があります。

ウ　脱炭素化に配慮した産業廃棄物処理施設の整備が求められています。

**(3) 令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 最終処分場の残余年数 | 12.0年 | 10年程度 |
| 焼却施設の処理能力 | 275.5% | 年間処理実績の150%以上 |

**(4) 基本的な方向**

ア　民間事業者を基本とした施設整備と地域の理解と協力を得た継続的な施設整備の促進に取り組みます。

イ　地域の実情を踏まえるとともに、徹底した資源循環に資するリサイクル施設の整備の促進に取り組みます。

ウ　脱炭素化の推進に配慮した施設整備の促進に取り組みます。

**(5) 事業者等の責務**

ア　排出事業者は、自ら処理施設の確保を図るものとします。

イ　廃棄物処理法及び循環条例等を遵守し、住民の協力と信頼の下、施設整備を進めるとともに、施設の維持管理に当たっては、積極的に維持管理情報の提供に努めるものとします。

ウ　産業廃棄物の循環的利用や脱炭素化に配慮し、デジタル技術の活用も含めた処理施設の整備に努めるものとします。

**(6) 道の主な施策**

ア　産業廃棄物の循環的利用を進めるため、種類別や地域別の産業廃棄物最終処分量等を踏まえ、排出事業者、処理業者、関係団体等と連携し、既存の補助制度を活用しやすい内容となるよう検討を行い、循環的利用のための施設設備の整備を促進します。

イ　地域の理解と協力を得ながら、産業廃棄物の最終処分場や焼却施設、特別管理産業廃棄物処理施設（以下「産廃処分場等」という。）が円滑に設置されるよう事業者等に対して循環条例に基づく設置手続き等の着実な実施を求めます。

ウ　産業廃棄物焼却施設の設置に当たっては、脱炭素化に配慮し、熱回収が可能となるよう働きかけを行い、循環条例の対象とならない小規模な施設の設置に当たっても、法の構造基準や維持管理基準に準じるよう指導します。

エ　産廃処分場等の設置者が市町村や地域住民等との間で生活環境保全のために協定を締結しようとする場合、十分な話し合いのもと実効性のある協定となるように助言を行います。

オ　産廃処分場等の維持管理の適正化を図るため、計画的な監視指導を行い、悪質な行為を行う排出事業者や処理業者に対しては、改善命令や許可取消など厳正に対処します。

カ　産業廃棄物の排出抑制等を推進し、適正な循環的利用及び適正処理を行うために必要となる産業廃棄物処理施設の整備に係る指導・助言を行います。

　また、市町村の焼却施設の処理能力に余力が生じた場合、地域における産業廃棄物の処理実態を踏まえ、当該焼却施設による産業廃棄物処理への活用を促します。

## 第７章　重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針

### １　ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ＰＣＢ廃棄物）

#### (1) 現状

・　国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「ＰＣＢ処理基本計画」という。）に基づき、高濃度ＰＣＢ廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）の処理施設で、低濃度ＰＣＢ廃棄物は廃棄物処理法に基づく国による無害化処理認定制度等を活用した既存の産業廃棄物処理施設で処理が進められています。

・　ＪＥＳＣＯが室蘭市内で行っている北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「ＰＣＢ特措法」という。）及びＰＣＢ処理基本計画に基づき、令和８年(2026年) ３月末までに処分を終了するほか、低濃度ＰＣＢ廃棄物も令和９年(2027年) ３月末までに終了するとされています。

#### (2) 課題

・　機器の確認不足等によりＰＣＢ含有が把握できていないなど、ＰＣＢ特措法及びＰＣＢ処理基本計画で定める期限までに処分が完了しないおそれがあります。

・　処理期限以降に発見されるＰＣＢ廃棄物については、今後、国から示される方針に基づき対応する必要があります。

#### (3) 目標

| 指標 | 現状(令和４年度末) | 目標(令和７年度末) |
|---|---|---|
| トランス・コンデンサ等の処理率 | 99.0% | 100% |
| 安定器等・汚染物の処理率 | 88.2% | 100% |

※　いずれも高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理率

#### (4) 基本的な方向

ア　ＰＣＢ特措法等に定める期限内の適正処理について指導を行います。

イ　処理期限以降に発見されるＰＣＢ廃棄物は、今後示される国の方針に基づき対応を行います。

#### (5) 道の主な施策

ア　ＰＣＢ廃棄物の保管事業者に対して発見事例の周知や電気機器の再点検を呼びかけるなどして、期限内処理の徹底について指導を行います。

イ　廃棄物処理法等に基づき、ＰＣＢ廃棄物処理業者に対する監視指導を行います。

### ２　使用済自動車

#### (1) 現状

・　令和４年度(2022年度)における使用済自動車の引取報告件数は153千件で、解体業者が中古部品等を回収し、その後破砕業者により有用金属等が回収され、その際に発生するシュレッダーダストが

自動車製造業者等によってリサイクルされています。

・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき平成16年(2004年) 7月から解体業等に係る許可制度が開始され、平成17年(2005年)1月から所有者によるリサイクル料金等預託制度の施行により、新たな使用済自動車の不法投棄や長期間保管は激減し、令和４年度(2022年度)末現在で長期保管が確認されている使用済自動車は534台です。

**(2) 課題**

長期保管されている使用済自動車の適正処理を更に進めるとともに、自動車リサイクル業者による不適正な保管を監視する必要があります。

**(3) 令和11年度(2029年度)目標**

| 指　標 | 現状(令和４年度末) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 使用済自動車の長期保管台数 | 534台 | ゼロ |

**(4) 基本的な方向**

ア　所有者による使用済自動車の許可事業者等への適正な引渡しを推進します。

イ　許可事業者等による使用済自動車のリサイクルや適正処理及び廃棄物処理法に基づく適正保管を推進します。

**(5) 道の主な施策**

ア　立入検査の実施を通じた引取・フロン類回収登録業者や解体・破砕許可業者に対する監視・指導を行います。

イ　使用済自動車のリサイクルに関する普及啓発等を関係行政機関や関係団体と連携して行います。

ウ　長期保管されている使用済自動車の削減に向けて、国や関係機関と連携して不適正保管を行っている事業者に対する立入検査や適正処理の指導を行います。

## ３　アスベスト廃棄物

**(1) 現状**

・　アスベストは耐熱性、絶縁性、経済性などに優れており、平成18年(2006年)にごく一部の製品を除き全面的に使用等が禁止されるまで、建築材料を中心に幅広く使用されてきました。

・　アスベスト廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等*は、令和４年度(2022年度)に約700トン排出され、ほぼ全量が管理型産業廃棄物処分場で処分されています。

・　飛散性のない廃石綿等以外の石綿含有産業廃棄物は、安定型産業廃棄物処分場等で処分されています。

＊　石綿建材除去事業により排出される廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、国が定める飛散性があるもの

### (2) 課題

アスベストを使用した建築物の解体が、令和10年(2028年)頃にピークを迎えると予測されており、今後発生するアスベスト廃棄物の適正な処理及び処理施設の確保が必要です。

### (3) 基本的な方向

ア　解体等工事を行う元請業者等によるアスベスト使用状況の確実な把握とアスベスト廃棄物の適正処理を推進します。

イ　アスベスト廃棄物の処理における排出者責任の徹底と処理施設の確保を図ります。

### (4) 道の主な施策

ア　道有施設等のアスベストの使用状況等を把握するとともに、解体等工事を行う元請業者等によるアスベスト含有建材の事前調査が適切に行われるよう周知を行います。

イ　廃棄物処理法及び大気汚染防止法に基づき、アスベスト廃棄物排出事業場やアスベスト廃棄物処理業者に対する立入検査の実施を通じた監視・指導を行います。

## 4　感染性廃棄物

### (1) 現状

・　感染性廃棄物は、令和４年度(2022年度)は31千トンが排出され、その多くが道内の処理業者により焼却処理されています。

・　感染性廃棄物は、一部の医療関係機関における認識不足による廃棄物処理法に基づく委託基準や保管基準を満たさない事例が見られます。

### (2) 課題

・　感染性廃棄物はその性状から、廃棄物処理法に基づき、発生、排出から処分まで厳重な管理の下、確実かつ迅速な処理を行う必要があります。

・　在宅医療からの注射針等の排出は、今後ますます増加することが予想され、在宅医療廃棄物の適正処理と事故の未然防止を図る観点から、市町村の一般廃棄物処理計画にその処理を明記するなどして、適正な処理体制を確保する必要があります。

### (3) 基本的な方向

ア　医療関係機関における感染性廃棄物の適正な保管・処理及び表示の徹底を図ります。

イ　在宅医療廃棄物の適正な処理体制の確立を図ります。

### (4) 市町村の責務

市町村は、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理体制の構築など適正な処理に必要な措置を講ずるものとします。

### (5) 道の主な施策

ア　排出事業者、処理業者に対する監視指導及び国の「感染性廃棄物処理マニュアル」の普及啓発

により、感染性廃棄物の適正処理を進めます。

イ　必要に応じて、関係機関で構成する会議の開催や研修会への講師派遣、啓発資料の配布等を行い、適正な処理を促進します。

ウ　国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」等を踏まえ、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理に関し、市町村の一般廃棄物処理計画等への位置づけと処理方法の確立を促します。

## ５　プラスチックごみ

### (1) 現状

・　プラスチックごみは不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋への流出があると推計され、マイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球規模での環境汚染が懸念されています。

・　令和４年(2022年)には、プラスチックに係る資源循環を促進し、生活環境保全などに寄与することを目的としたプラスチック資源循環促進法が施行されています。

### (2) 課題

・　海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機に、これまで以上に資源循環の徹底や排出削減に向けた効果的な取組が求められています。

・　陸域からのマイクロプラスチックごみの流出を可能な限り防ぐことが求められています。

### (3) 基本的な方向

ア　これまで取り組んできた３Ｒの取組のうち、２Ｒ（リデュース・リユース）の取組を優先した施策を継続します。

イ　道内外の先進的な取組事例などの情報に関する発信を行います。

ウ　プラスチック資源循環促進法を踏まえ、プラスチック資源循環等の取組を推進します。

### (4) 道の主な施策

ア　関係団体と連携して、容器包装の簡素化等の取組を促進します。

イ　国の「プラスチック・スマート」キャンペーンと連動して、「使いきり」のプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処理するなどの「プラスチックとの賢い付き合い方」について道民、事業者に対して呼びかけを行います。

ウ　プラスチック資源循環に係る先進事例等の情報発信を行います。

エ　道警察や海上保安庁等で構成する「廃棄物不法処理対策戦略会議」により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制充実に努めます。

オ　国の事業を活用した海岸漂着物の回収処理を推進します。

## 第８章　廃棄物の処理に関するその他の方針

### １　優良な産業廃棄物処理業者の育成

#### (1) 現状

・　国では、平成23年(2011年)４月より、５年間の法令遵守、会社情報・経理状況などを積極的に公開する等の基準を満たした産業廃棄物処理業者を都道府県・政令市が認定する、優良産廃処理業者認定制度の運用を開始し、全国の優良認定業者の情報を公開しています。

・　公益社団法人北海道産業資源循環協会では、優良認定を受けた会員の情報を公開しています。

・　道も、優良認定業者の情報を公開するとともに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、循環条例に産業廃棄物処理業者の育成規定を設け、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めています。

#### (2) 課題

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者に処理を委託しやすい環境を整備するためには、より多くの優良認定業者が必要です。

#### (3) 令和11年度(2029年度)目標

| 指標 | 現状(令和５年度末) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 優良産廃処理業者認定数 | 85者 | 100者 |

#### (4) 基本的な方向

廃棄物処理法に定める優良認定された産業廃棄物処理業者数の増加に向けた取組を進めます。

#### (5) 道の主な施策

ア　優良な産業廃棄物処理業者の育成

(ｱ)　産業廃棄物処理業者が開催する勉強会等に率先して講師を派遣します。

(ｲ)　各種研修会、産業廃棄物処理業に係る講習会等を通じて優良認定制度の普及を図ります。

(ｳ)　業界団体の実施している研修会やセミナー、排出事業者・処理業者に対する法律解釈等の情報提供等の多様な活動を支援することにより、優良認定業者の増加を図ります。

イ　違反行為への厳正な対処

(ｱ)　廃棄物処理法に基づく改善命令や許可取消など厳格な行政処分を実施するとともに、それらの情報をホームページ等で積極的に開示します。

(ｲ)　処理業者が不法投棄等の違反行為をした時は、道警察と連携を密にして厳正に対処します。

ウ　排出事業者への情報提供等

排出事業者に対して優良認定業者に係る情報提供を行うとともに、優先的な選択を促します。

### ２　不法投棄等の防止対策

#### (1) 現状

・　道内の市町村が把握した一般廃棄物の不法投棄は、令和４年度(2022年度)は8,532件であり、この

うち生活系ごみが6,144件(72.0%)、事業系ごみが110件(13%)、不明が2,278件(26.7%)となっており、過去10年間の推移を見ると、不法投棄の件数は減少傾向にあります。

・　品目別では廃タイヤが4,510本と最も多く、次に廃家電が1,532台*1となり、不法投棄が確認された場所は、公道が最も多く4,196件、続いて、ごみ収集場所2,655件、民有地310件、山林225件等となっており、その対応状況は、市町村による撤去が8,172件、警察へ通報が169件、投棄者に対する撤去指導等が352件等となっています。

・　産業廃棄物の不法投棄の新規判明件数は横ばい傾向にあり、令和４年度(2022年度)は４件となっています。その新規判明量のうち20トン(17.7%)が行為者不明となっており、汚泥が46トン(40.7%)、木くずが36トン(31.9%)、建設混合廃棄物が20トン(17.7%)などとなっています。

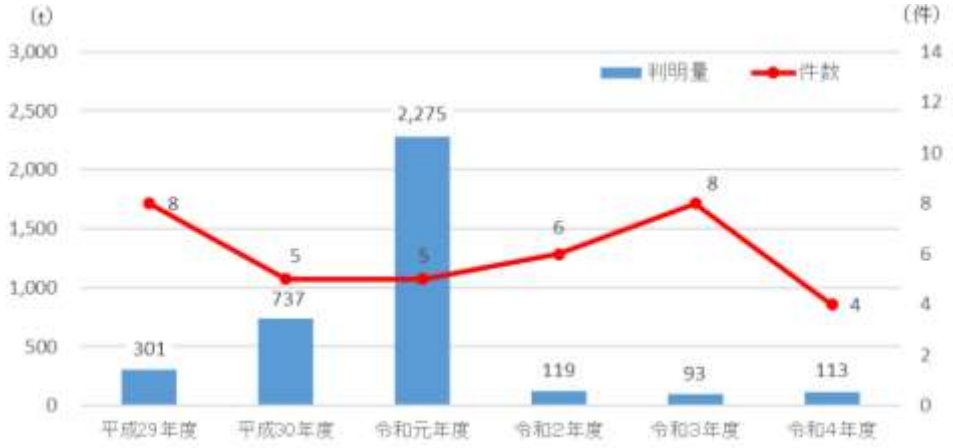


図６－１　産業廃棄物の不法投棄の新規判明件数及び判明量の推移（道内）

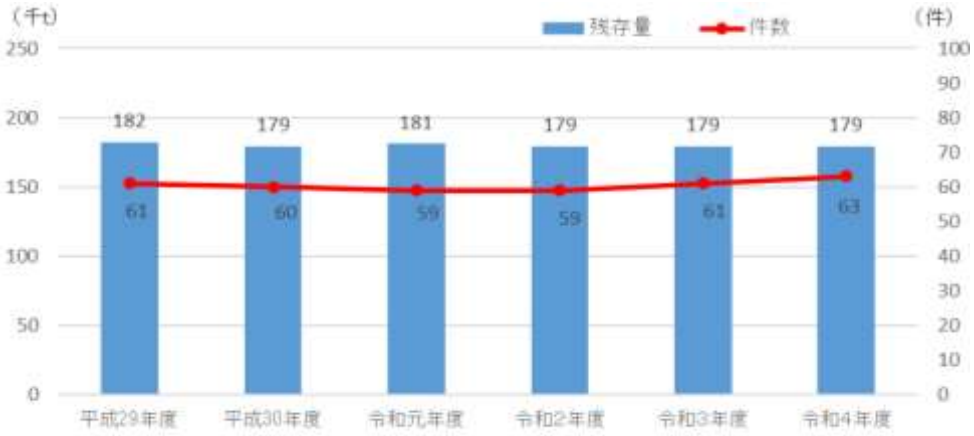


図６－２　産業廃棄物の不法投棄等の判明事案*2の残存件数及び残存量の推移(道内)

＊１　家電リサイクル法対象品目と対象外品目の合計数

＊２　廃棄物処理法の処理基準に適合しない処分が行われたもの及び法第16条の規定に違反して投棄されたもので、１件当たりの量が10トン以上の事案

### (2) 課題

・ 残存する不法投棄は計画的に調査を行い、原因者が特定されていないものは関係者の協力を求め、原状回復していく必要があります。

・ 長期化した不法投棄は原状回復が進まない傾向にあるため、道民、事業者、行政等全ての主体が監視の目となり、早期発見、早期対応に努める必要があります。

・ 一般廃棄物の不法投棄案件では、市町村が支出する撤去・処分費用がかさむことも多く、未然防止に向けた一層の取組が重要です。

・ 建設工事等では、発注者、元請業者、下請業者など廃棄物を取り扱う者が多数存在するという特殊性があることから、排出者責任の徹底を図る必要があります。

### (3) 令和11年度(2029年度)目標

| 指標 | 現状(令和４年度末) | 目標(令和11年度) |
|---|---|---|
| 産業廃棄物の不法投棄の新規判明件数(投棄量10t超) | ４件 | ゼロ |
| 産業廃棄物の不法投棄等判明事案の残存件数及び残存量 | 63件、179千トン | 現状より減少させる |

### (4) 基本的な方向

ア　不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応を行います。

イ　不法投棄等の不適正処理を行う原因者に対して厳正に対処します。

### (5) 道の主な施策

ア　残存する不法投棄等の不適正処理の状況を的確に把握し、状況に応じた対策を検討の上、原状回復に向けて計画的に対応するとともに、産業廃棄物の保管状況を把握し、産業廃棄物の放置等の未然防止を図ります。

イ　排出事業者、廃棄物処理業者、不適正処理現場等への立入検査を実施するほか、環境月間（６月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）には、関係機関と連携し、休日・夜間監視、路上検問やヘリコプター監視、可搬型監視カメラや無人航空機（ドローン）などの新たな技術も活用しつつ、監視活動の重点化、拡充に努めます。

ウ　不法投棄等に的確に対応するため、必要な知識と経験を有して積極的に職務を遂行できる警察ＯＢ等を主な振興局に配置します。

エ　排出事業者責任の周知を図るとともに、関係者との連携により、排出事業者、廃棄物処理業者等に対し、的確に指導・助言を実施します。

オ　処理基準に適合しない処理については、行政命令を迅速に行うほか、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為は、道警察との連携により、厳正に対処します。

カ　道警察、海上保安庁等により構成される「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めると

ともに、市町村と一般廃棄物に係る効果的な不法投棄等の対策を推進するため「地域別廃棄物不法処理対策戦略会議」で適切な対策を検討します。

キ　フリーダイヤル「産廃110番」の設置や民間団体等との不法投棄等撲滅協定により、違法な行為の未然防止・早期対応を図るとともに、地域の特性や課題を踏まえ、道民、事業者、行政などが連携し、環境保全等に向けた行動への取組を支援します。

ク　新聞広告やＳＮＳ広告等の実施、ポスターを作成し、関係団体等へ配布することにより、普及啓発を行います。

## ３　道外産業廃棄物搬入への対応

### (1) 現状

・　道外で排出された産業廃棄物（以下「道外産業廃棄物」という。）は、循環条例に基づき、排出事業者が知事と協議（以下「事前協議」という。）し、知事がその内容を確認の上、道内への搬入を認めており、令和３年度(2021年度)は、ばいじん270千トン、廃プラスチック類28千トン、汚泥21千トン、燃え殻11千トンなど合計566千トンが、循環的利用のため道内に搬入されています。

・　なお、ＰＣＢ処理計画に基づくＰＣＢ廃棄物を処理する拠点的広域処理施設や、水銀又はその化合物を含む産業廃棄物を処理し水銀を回収する施設で特殊な処理が行われる場合は、その特殊性や適正処理の確保等を勘案し、事前協議の対象外としています。

### (2) 課題

・　道内に搬入される産業廃棄物は、増加傾向であることから、適切に循環利用され、道内の産業廃棄物の処理に支障が生じることのないように、確認を徹底する必要があります

・　高濃度ＰＣＢ廃棄物は、国のＰＣＢ処理基本計画に基づき道内に搬入されることになっていますが、令和８年(2026年) ３月末の処理期限までに安全かつ確実に処理が行われる必要があります。

・　水銀は、「水銀に関する水俣条約」の発効により、今後その利用が制限されることから、情報収集を行うなどして今後の動きを十分に注視していく必要があります。

### (3) 基本的な方向

循環条例に基づき、道内における適正処理に支障をきたさないよう、循環的な利用を行うことを求めており、引き続き、適切な対応を行います。

### (4) 道の主な施策

ア　循環条例に基づく道外産業廃棄物の事前協議の周知の徹底を図るとともに、協議を行わず搬入した者に対しては条例に基づき厳正に対処します。

イ　事前協議の内容の確認に当たっては、循環条例で規定されている確認事項のほか、道内で排出された産業廃棄物の処理状況についても留意します。

ウ　必要に応じて、関係機関とも連携し、道外産業廃棄物の搬入に係る監視を行います。

## ４　適正処理などの普及啓発

### ⑴ 現状

・　道や市町村、関係団体などでは、連携・協力しながら適正処理や３Ｒに関する普及啓発を実施しています。

・　令和元年度(2019年度)の道民意識調査の結果では、ごみの減量化やリサイクルを意識している人は93%を超え、行動を実践している人は「いつも取り組んでいる」が21%、「ときどき取り組んでいる」が47%となっています。

### ⑵ 課題

３Ｒの取組を意識している道民の割合に比べ、実践する人の割合が低く、３Ｒの取組の推進では、ごみの排出を抑制（リデュース）することや物を繰り返し使うこと（リユース）の２Ｒを優先することが求められています。

### ⑶ 基本的な方向

道や市町村、関係団体などが緊密に連携した普及啓発を推進します。

### ⑷ 道の主な施策

ア　６月の環境月間や10月の廃棄物適正処理推進月間で、広報媒体や各種イベントを利用し、適正処理や３Ｒの取組に関する普及啓発等を国、市町村、関係団体などと連携して行います。

イ　廃棄物の発生・排出を抑制する模範的な取組を行っている事業者を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」を実施し、排出抑制に関する意識の醸成を図ります。

ウ　ごみの散乱防止などのポスターや標語の公募・作品に対する表彰・展示等により、適正処理に係る小中学生の意識の向上を図ります。

エ　「脱炭素化に係る『第５期　道の事務・事業に関する実行計画』」に基づき、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、率先して環境への負荷の少ない行動を実践するなど、道民・事業者の取組を促します。

## ５　技術開発及び調査研究の推進

### ⑴ 現状

・　地方独立行政法人北海道立総合研究機構では、廃棄物処理の適正処理に関する技術的支援、共同研究等に取り組んでいます。

・　道では、循環資源利用促進税を財源として、産業廃棄物の循環的利用に関する情報の提供や排出抑制に関する研究開発への支援などを行っています。

### ⑵ 課題

・　廃棄物の排出の抑制等による減量化を進め、多様な廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないよう処理するための取組が必要です。

・　事業者において、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル製品の開発等、循環型社会の形成に係る取組が進められていますが、循環資源のより一層の利用拡大に向けた継続的な支援が必要です。

**(3) 道の主な施策**

ア　地方独立行政法人北海道立総合研究機構等と連携し、廃棄物の適正処理等に関する研究や民間企業への支援等を進めます。

イ　循環資源利用促進税を活用した産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る設備整備・研究開発などへの支援を行います。

## ６　適正処理に向けた改善要望

**(1) 現状と課題**

・　廃棄物処理法の度重なる改正等により、排出者責任や罰則の強化等による適正処理の確保を図るとともに、国の認定による広域的処理等の特例制度創設を通じ、廃棄物の再生利用などの取組が推進されています。

・　また、拡大製造者責任を踏まえて制定された資源有効促進法や個別リサイクル法の制定により、廃棄物の発生抑制や循環利用の取組が進んでいます。

・　さらに国では、法に基づく制度の施行状況等の点検評価などを行い、適宜見直しを行っています。

**(2) 道の主な施策**

法令や関係制度に関して、道が運用を行う上で支障がある場合や市町村等から寄せられる要望状況等を踏まえ、国に対して改善に向けた必要な要望を行います。

# 第９章　計画の推進

## １　目標の現状把握

一般廃棄物関係は「一般廃棄物処理事業実態調査」や「資源リサイクル実態調査」により、また産業廃棄物関係は「北海道産業廃棄物処理状況調査」により、毎年度目標に関する現状把握を行います。

## ２　計画の進行管理

北海道環境政策推進会議などの開催を通じて、関連する道の施策の実施状況を把握・検証し、進行が遅れている場合は、関係部局に対して適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討を行います。

また、関連する市町村の施策を調査・点検し、処理計画に沿った施策の推進を促すほか、業種別の処理方針に記載した目標に対して進捗が遅れている業種に対しては、必要に応じ、当該関係団体と協議を行い、適切な対応を促します。

## ３　進捗状況の公表

目標の達成状況、施策の実施状況は、毎年度作成する「北海道環境白書」において公表します。

また、一般廃棄物や産業廃棄物の処理状況等の概要は、道のホームページにおいて公表します。

## ４　計画の見直し

令和11年度(2029年度)に処理計画の進捗状況等について評価を行い、見直しを行います。

なお、基本計画の見直しや国の廃棄物処理基本方針の変更、その他社会経済情勢に変化があったときには、必要に応じて見直しを行います。

## 北海道環境審議会における審議の経過

〇令和６年（2024年）６月14日（第１回部会）
北海道環境審議会へ、「北海道廃棄物処理計画（第６次）」の策定について諮問
※北海道廃棄物処理計画の策定は、北海道環境審議会運営要綱第２条第２項に規定する指定事項であり、循環型社会推進部会へ付託があったものとみなされることから、同部会において諮問

〇令和６年（2024年）10月25日（第２回部会）
第５次計画の達成状況、施策の点検・評価の概要、第６次計画の主な内容等について審議

〇令和７年（2025年）１月28日（第３回部会）
第５次計画の点検・評価等を踏まえ、計画素案(案)及びその指標・目標の考え方等について審議

〇令和７年（2025年）２月19日 ～ 令和７年（2025年）３月18日
「北海道廃棄物処理計画（第６次)」（素案）に対する道民意見の募集

〇令和７年（2025年）３月25日（第４回部会）
北海道環境審議会から、「北海道廃棄物処理計画」の策定について答申

## 北海道環境審議会循環型社会推進部会委員名簿

| 区　分 | 氏　　名 | 所　属　・　職　名 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| | 石塚　祐江 | ＮＰＯ法人環境り・ふれんず　代表理事 | |
| | 大橋　俊忠 | 北海道経済連合会　理事・事務局長 | |
| | 小野　　理 | 北海道立総合研究機構　循環資源部長 | |
| | 嵯峨　仁朗 | 北海道消費者協会　常務理事・事務局長 | R7.1～ |
| | 佐藤　文泰 | 旭川市環境部廃棄物政策課　課長 | |
| | 武野　伸二 | 北海道消費者協会　専務理事 | R6.6～R6.12 |
| 部会長 | 東條　安匡 | 北海道大学大学院工学研究院　准教授 | |
| | 望月　　章 | 北海道産業資源循環協会　理事 | |
| | 吉田　英樹 | 室蘭工業大学大学院もの創造系領域　准教授 | |

（50音順）